

財政制度等審議会 財政投融资分科会

説明資料

(地方公共団体)

財務省 理財局

2024年10月30日

目次

1. 令和7年度要求
2. 編成上の論点① 臨時財政対策債への配分
3. 編成上の論点② 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還
4. 編成上の論点③ 過疎対策事業債への配分

1. 令和7年度要求

2. 編成上の論点① 臨時財政対策債への配分

3. 編成上の論点② 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還

4. 編成上の論点③ 過疎対策事業債への配分

1-1. 地方公共団体向け財政融資の基本的考え方

- 「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」等に基づき、引き続き、地方公共団体の課題やニーズを踏まえて対応していくとともに、財政融資資金のより効果的な活用を実現させるよう努力していくべきではないか。
- 実地監査や財務状況把握により、財政融資資金の償還確実性を確認するとともに、地方公共団体に対して、財務健全化や課題解決に向けた取組を支援する役割を積極的に果たすべきではないか。
その際、地方公共団体の資金繰りに関して、深度ある分析に向け、財務総研等とも連携し学術的な成果も参考としていくべきではないか。

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）（抄）

（財政融資資金特別会計に係る見直し）

第38条 財政融資資金特別会計においてその運用に関する歳入歳出を経理される財政融資資金については、その規模を将来において適切に縮減されたものとするため、同特別会計の負担において発行される公債の発行額を着実に縮減するとともに、その償還の計画を作成するものとする。

2 **財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けについては、第7条第1項の移行の状況を見極めつつ、段階的に縮減するものとする。**

※第7条第1項…公営企業金融公庫

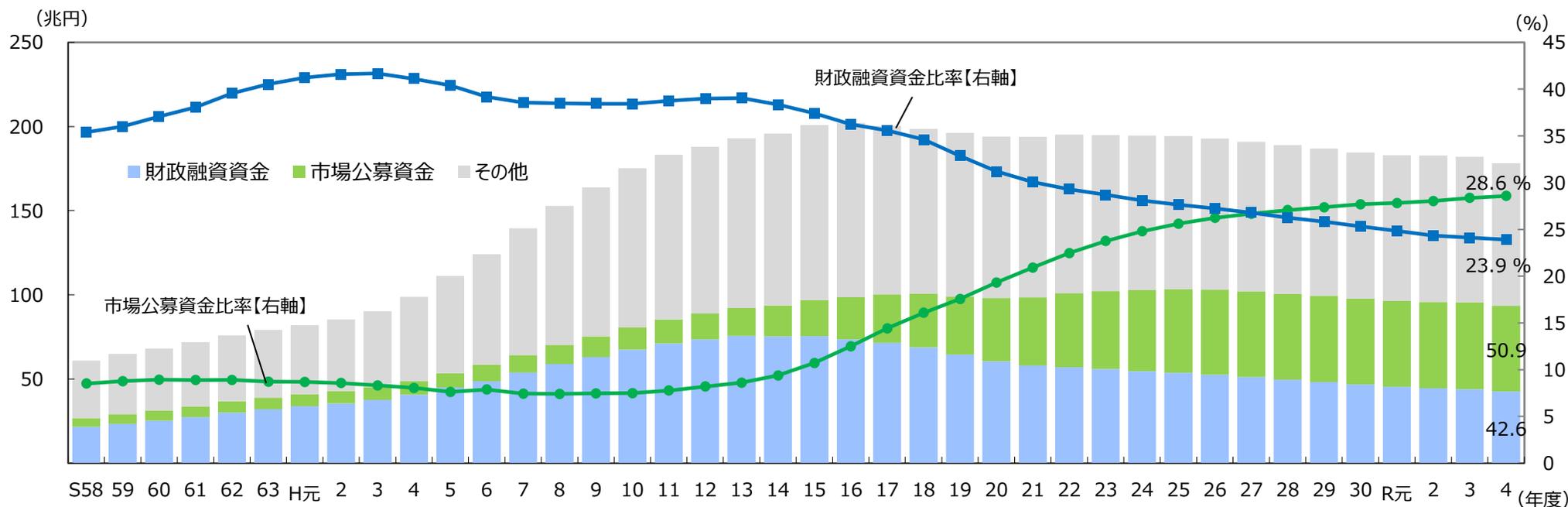
「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成26年6月 財政投融资分科会）

財政融資資金は、民間等資金を補完するものとの位置付けを前提として、地方公共団体が行う事業のうち、

- ① **国が責任を持って対応すべき分野（一般会計債の災害復旧等）に対して、引き続き積極的に対応していく。**
- ② 更に、**国の政策と密接な関係のある分野**（国庫補助負担事業〔一般会計債の学校教育施設等、公営企業債の下水道等〕）**に対して、引き続き対応していく。**
- ③ 他方、その他の分野（地方単独事業〔一般会計債の公共用地先行取得等、公営企業債の電気・ガス等〕等）については、国として関与する政策的必要性が低いことから、引き続き抑制していく。ただし、**地方単独事業であっても、国が法令により実施や方法を義務付けている事業等については対応を検討する。**
その際、一般会計債については、地方財政計画を通じて、将来の国民全体に負担が及ぶこと（交付税による国の財政負担）を踏まえ、柔軟に対応する。

1-2. 地方債残高における市場公募資金の推移

○ 地方債残高に対する財政融資資金の割合は減少傾向にある一方、市場公募資金の割合は上昇傾向にある。



(注1) その他 = 地方公共団体金融機構資金 + 銀行等引受資金 + 郵貯・簡保資金
地方公共団体金融機構資金については、昭和58年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。
(注2) 現在高・比率は普通会計及び企業会計に係るものである。(出典) 各年度「地方債統計年報」、「地方財政統計年報」

◆ 令和6年度の全国型市場公募地方債の発行予定団体は、以下の61団体。

北海道 岩手県 宮城県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県
静岡県 愛知県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 徳島県 高知県 福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県
大分県 宮崎県 鹿児島県 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 横浜市 川崎市 相模原市 新潟市 静岡市 浜松市 名古屋市 京都市 大阪市 堺市 神戸市
岡山市 広島市 北九州市 福岡市 熊本市 ※共同発行市場公募地方債を発行する地方公共団体は、上記の地方公共団体のうち、下線が引かれている44の地方公共団体。

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」

(平成21年7月 財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

地方公共団体の資金調達は、財投改革の趣旨を踏まえ、**市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置づけることが適当**。資金調達能力の低い地方公共団体については、資金の安定的確保を図る観点から、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高い。

1-3. 令和7年度要求の概要

総務省資料

(単位：億円)

		令和6年度 計画額	令和7年度 要求額	
地方債計画 A (事業規模)		92,184	95,383	
	一般会計債 + 公営企業債 (臨財債除き)	87,640	87,640	
	財政融資資金 (シエ)	22,207(25.3%)	22,207(25.3%)	
	(参考) 地方公共団体金融機構 (シエ)	15,556(17.7%)	15,556(17.7%)	
	(参考) 市場公募 (シエ)	30,461(34.8%)	30,461(34.8%)	
	(参考) 銀行等引受 (シエ)	19,416(22.2%)	19,416(22.2%)	
	臨時財政対策債	4,544	7,743	
	財政融資資金 (シエ)	1,045(23.0%)	1,781(23.0%)	
	(参考) 地方公共団体金融機構 (シエ)	600(13.2%)	1,022(13.2%)	
	(参考) 市場公募 (シエ)	2,639(58.1%)	4,497(58.1%)	
	(参考) 銀行等引受 (シエ)	260(5.7%)	443(5.7%)	
	合計	財政融資資金 B (B/A)	23,252(25.2%)	23,988(25.1%)
	(参考) 地方公共団体金融機構 C (C/A)	16,156(17.5%)	16,578(17.4%)	
	(参考) 市場公募 D (D/A)	33,100(35.9%)	34,958(36.7%)	
	(参考) 銀行等引受 E (E/A)	19,676(21.3%)	19,859(20.8%)	

(注) 各項目金額については、令和7年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。

また、「東日本大震災分」に係る地方債計画については、東日本大震災に関連する事業を円滑に推進できるよう、所要額について、その全額を公的資金で確保を図ることとし、別途策定するものとしている。

なお、令和6年度計画額及び令和7年度要求額は、令和6年度の「通常収支分」に係る地方債計画及び令和7年度の「通常収支分」に係る地方債計画（案）の額であり、「東日本大震災分」を加えた令和6年度当初計画の総額及び財政融資資金の額は92,191億円及び23,258億円である。

1-4. 令和7年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】

総務省資料

(通常収支分)

区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳入					
地方税等	45.5	47.1	1.6	3.5	「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年7月29日内閣府)による各種指標等を用いて試算
地方税	42.7	44.2	1.5	3.5	
地方譲与税	2.7	2.9	0.1	4.5	
地方特例交付金等	1.1	0.2	△0.9	△83.0	
地方交付税	18.7	19.0	0.3	1.7	「令和7年度 地方交付税・地方特例交付金等の概算要求(案)の詳細」参照
国庫支出金	15.8	16.8	1.0	6.6	社会保障関係費等の増
地方債	6.3	6.6	0.3	5.1	
うち臨時財政対策債	0.5	0.8	0.3	70.4	
その他	6.3	6.3	0.0	0.0	R6年度同額
計	93.6	96.0	2.3	2.5	
うち一般財源	65.7	67.0	1.3	2.0	注)2参照
うち(水準超経費除き)一般財源	62.7	63.9	1.2	1.9	(交付団体ベース)

(単位:兆円)

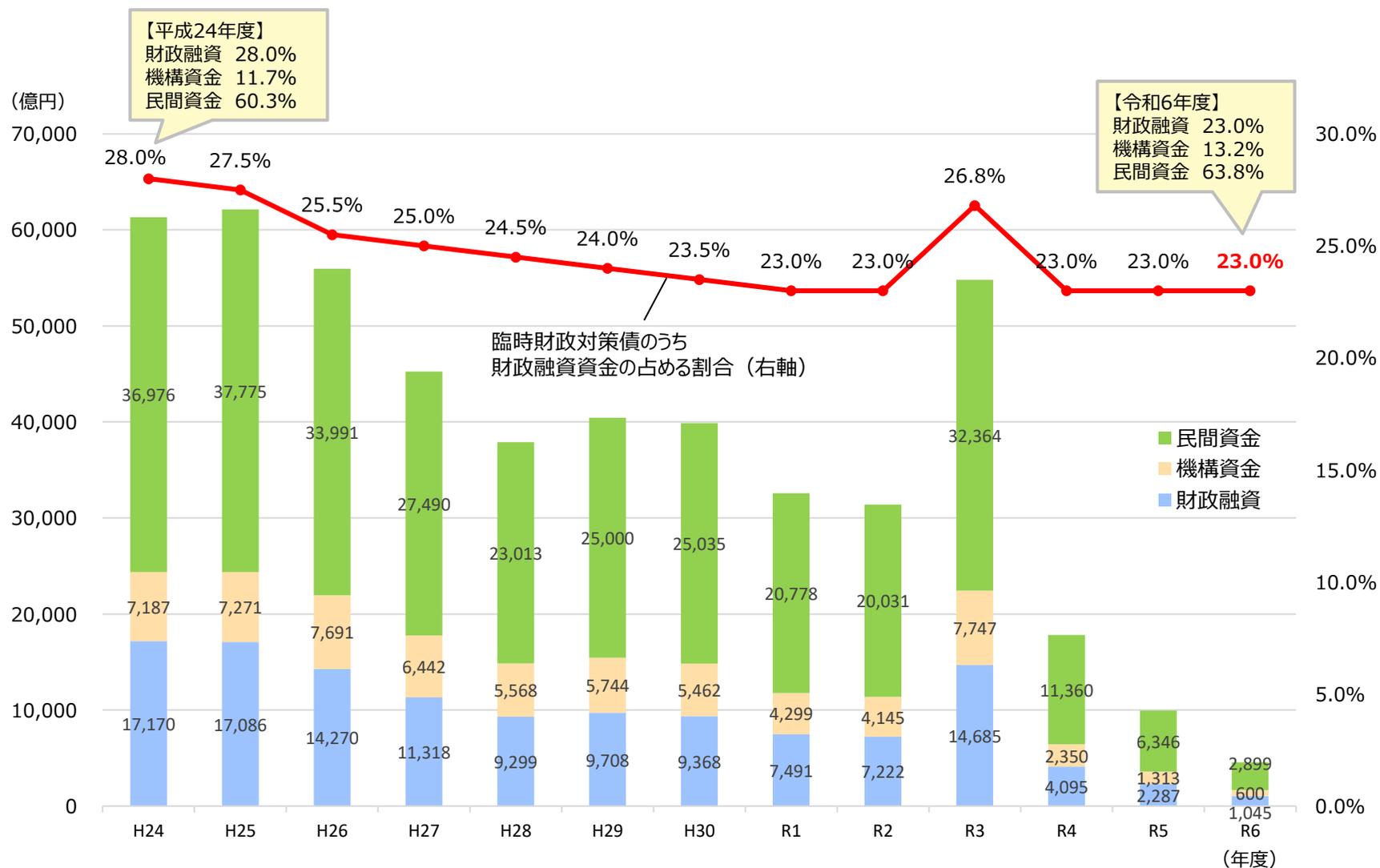
区分	R6計画 A	R7仮試算 B	増減額 B-A	増減率 (%)	仮試算の考え方
歳出					
給与関係経費	20.2	20.8	0.6	2.9	
退職手当以外	19.2	19.7	0.6	3.1	R6人事院勧告(令和6年8月8日)等を反映
退職手当	1.1	1.1	0.0	0.0	
一般行政経費	43.7	45.3	1.6	3.7	
補助	25.1	26.4	1.3	5.1	「こども未来戦略」に基づくこども・子育て政策に要する経費等の社会保障関係費の増、R6人事院勧告を踏まえた会計年度任用職員の報酬等の増
単独	15.4	15.7	0.3	2.0	
国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	1.5	1.5	0.0	1.9	
デジタル田園都市国家構想事業費	1.3	1.3	0.0	0.0	R6年度同額
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0	
地域デジタル社会推進費	0.3	0.3	0.0	0.0	
地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0	
投資的経費	12.0	12.0	0.0	0.0	
直轄・補助	5.6	5.6	0.0	0.0	
単独	6.4	6.4	0.0	0.0	
維持補修費	1.5	1.5	0.0	0.0	
公営企業繰出金	2.3	2.3	△0.0	△0.1	
公債費	10.9	10.9	0.0	0.4	
水準超経費	3.0	3.1	0.1	2.3	
計	93.6	96.0	2.3	2.5	
うち一般歳出	78.5	80.7	2.2	2.8	

- 注)1 地方財政対策等に関し、仮試算の過程において見込まれた財源不足の補填についての考え方等については「令和7年度 地方交付税の概算要求(案)の概要」のとおりである。
- 2 「一般財源」は、地方税等、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額である。
- 3 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、地域デジタル社会推進費(マイナンバーカード利活用特別分)及び緊急浚渫推進事業費の取扱いも含め、「令和7年度の地方財政の課題」、経済・物価動向、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。
- 4 東日本大震災に係る地方の復旧・復興事業等に係る財源の確保については、事項要求とする。
- 5 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計、増減率が一致しない場合がある。

1. 令和7年度要求
2. 編成上の論点① 臨時財政対策債への配分
3. 編成上の論点② 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還
4. 編成上の論点③ 過疎対策事業債への配分

2-1. 臨時財政対策債の発行状況及び財政融資の引受割合

- 臨時財政対策債について、財政融資資金が占める割合は減少させてきたところ、令和3年度に限り、新型コロナウイルス感染症による地方財政への影響を踏まえ、引受けを拡大。

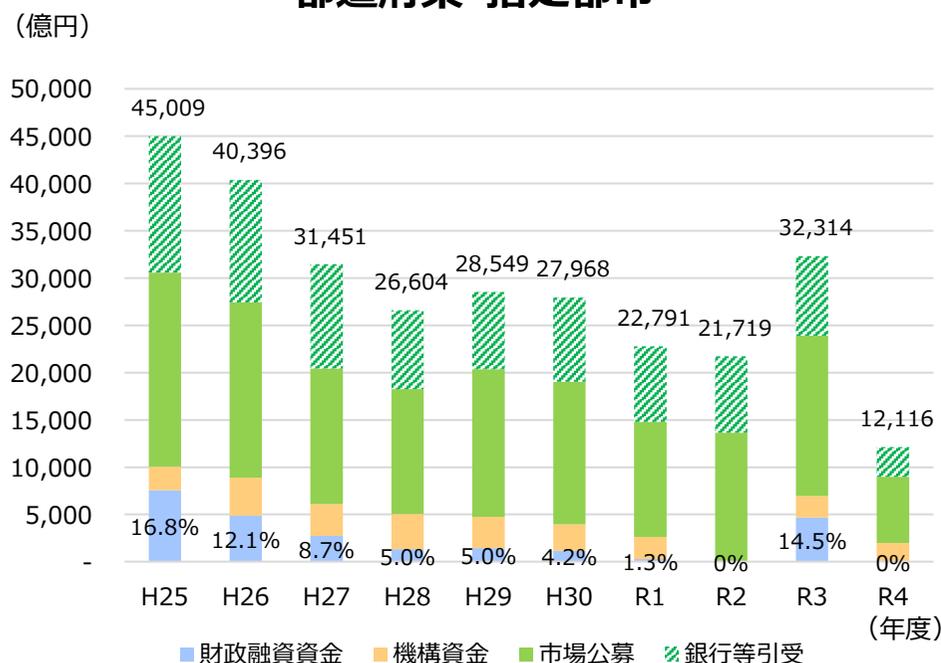


(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

2-2. 臨時財政対策債の貸付先別貸付実績の推移

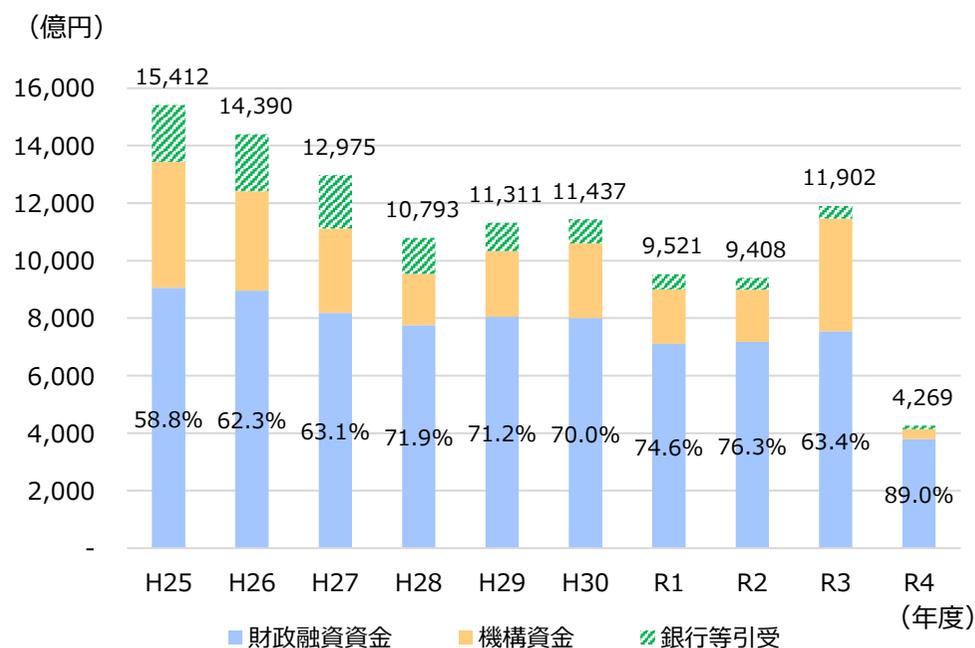
- 臨時財政対策債の資金区分について、都道府県・指定都市に対する財政融資資金の引受割合は、減少傾向。令和2年度以降は、原則として都道府県・指定都市には財政融資資金を配分しておらず、資金調達能力の低い地方公共団体への対応を行っている（新型コロナウイルス感染症対応を行った令和3年度を除く）。

都道府県・指定都市



(出典) 各年度「地方債統計年報」

市町村 (除く指定都市)



(出典) 各年度「地方債統計年報」

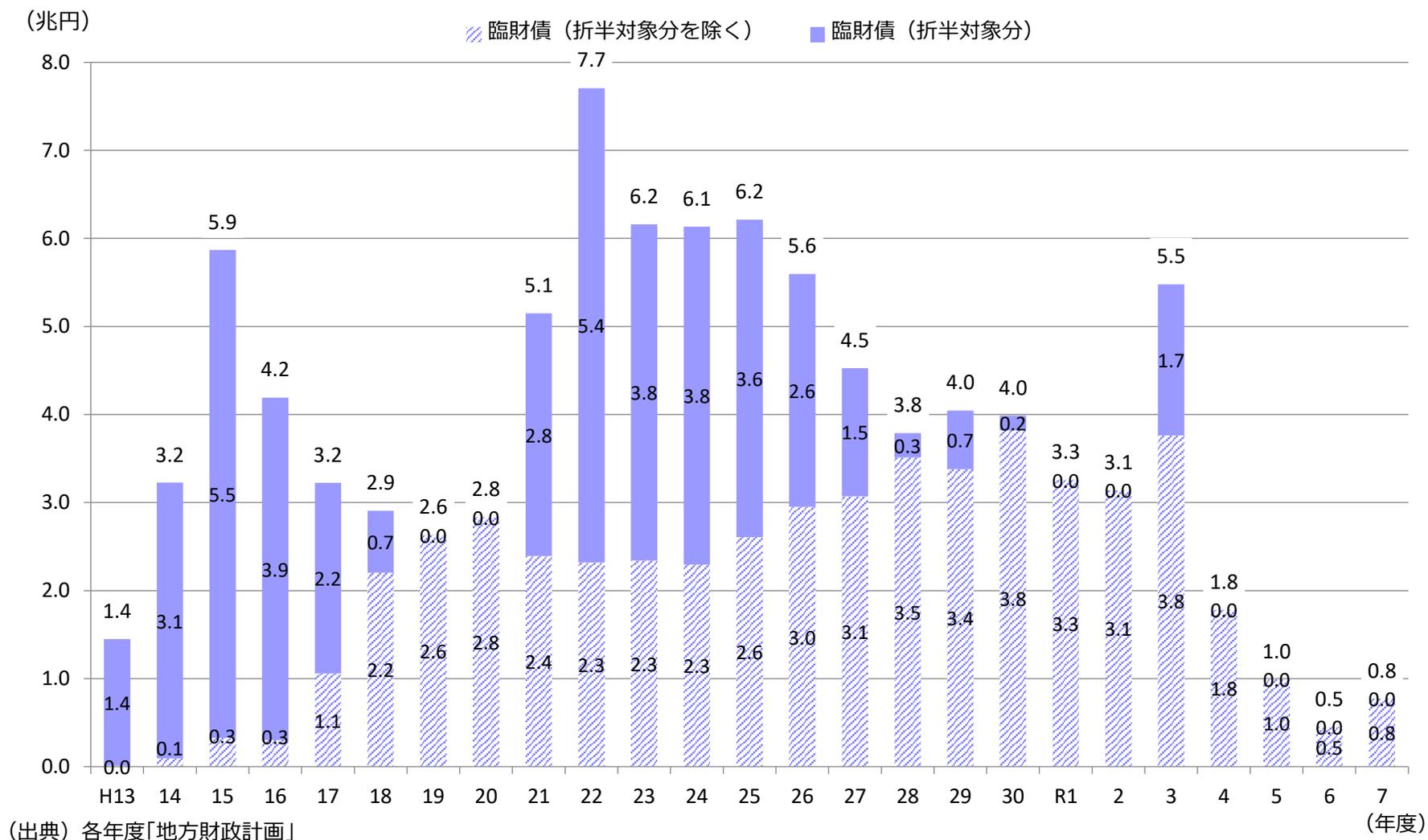
「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」

(平成26年6月 財政投融资分科会)

臨時財政対策債は、各団体が責任を有している借金であることには変わりなく、また、赤字補填の性格を有することを踏まえると、財政融資資金としては引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体、特に指定都市を除く市町村に対しては、柔軟に対応していく。

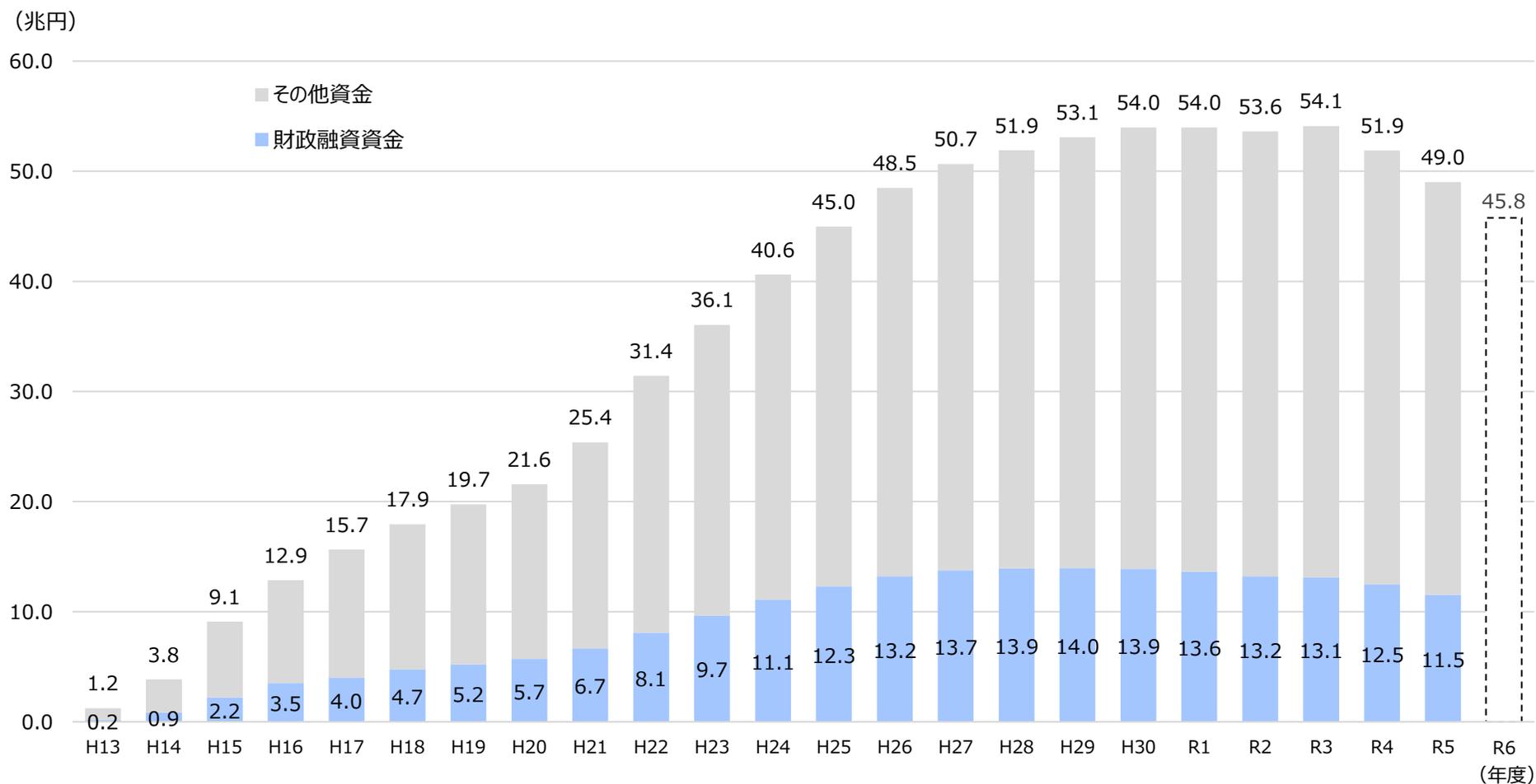
2-3. 臨時財政対策債にかかる計画額の推移

- 令和7年度地方財政収支の仮試算においては、内閣府の年央試算等をもとに増収が見込まれることから、前年度に引き続き折半対象分は生じないと想定されている。
- 令和7年度分の臨時財政対策債にかかる計画額は、現時点において、既往債の元利償還金を補てんするため、0.8兆円を見込んでいる。



2-4. 臨時財政対策債の現在高の推移

- 財政融資資金は、各年度のフローにおいて全体に占める割合を抑制してきた中、現在高は減少している。
- 臨時財政対策債現在高全体は、足もとでは、地方税の増収などにより各年度の発行額が償還額を下回っていることにより減少している。



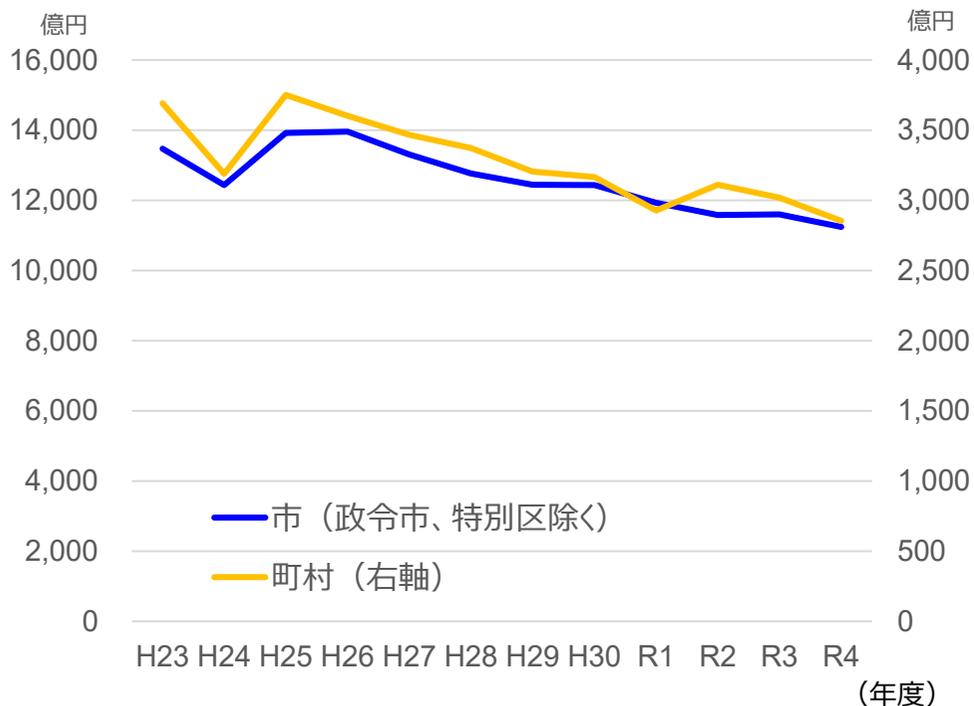
(出典) 各年度「地方財政統計年報」、「地方財政計画」、財務省資料

(注) 令和5年度及び令和6年度現在高については、令和6年度地方財政計画に基づく見込み。

2-5. 市町村の投資的経費（一般財源分）の傾向

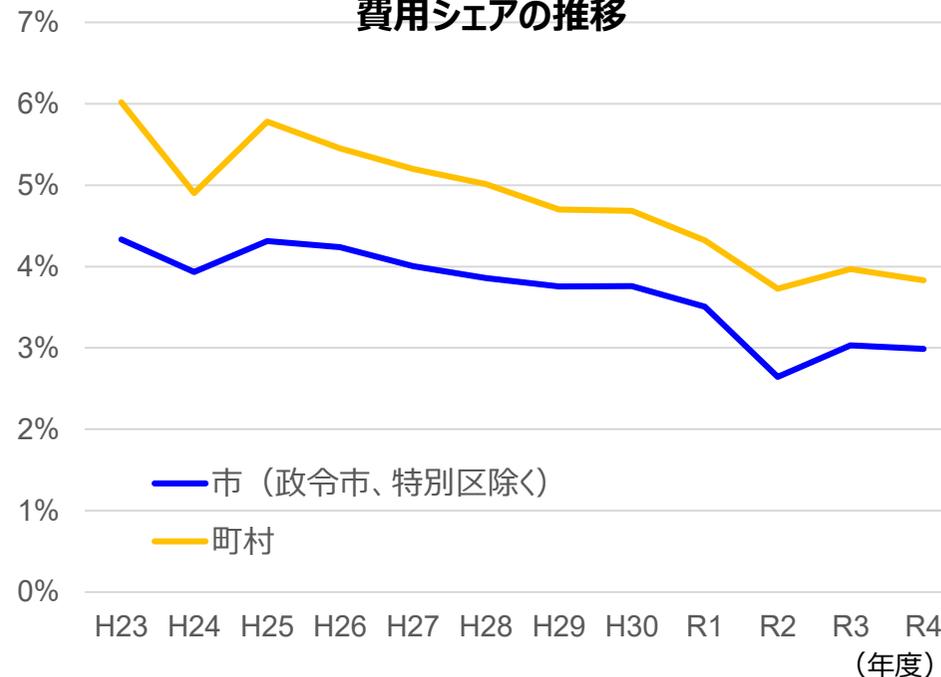
- 資金調達能力の低い地方公共団体である市町村（指定都市を除く）が一般財源で支出する投資的経費は、支出額、歳出総額に占めるシェアともに減少トレンドにある。

投資的経費（一般財源等）支出額推移



（出典）総務省「地方財政状況調査」

歳出総額に占める投資的経費（一般財源等）費用シェアの推移



（出典）総務省「地方財政状況調査」

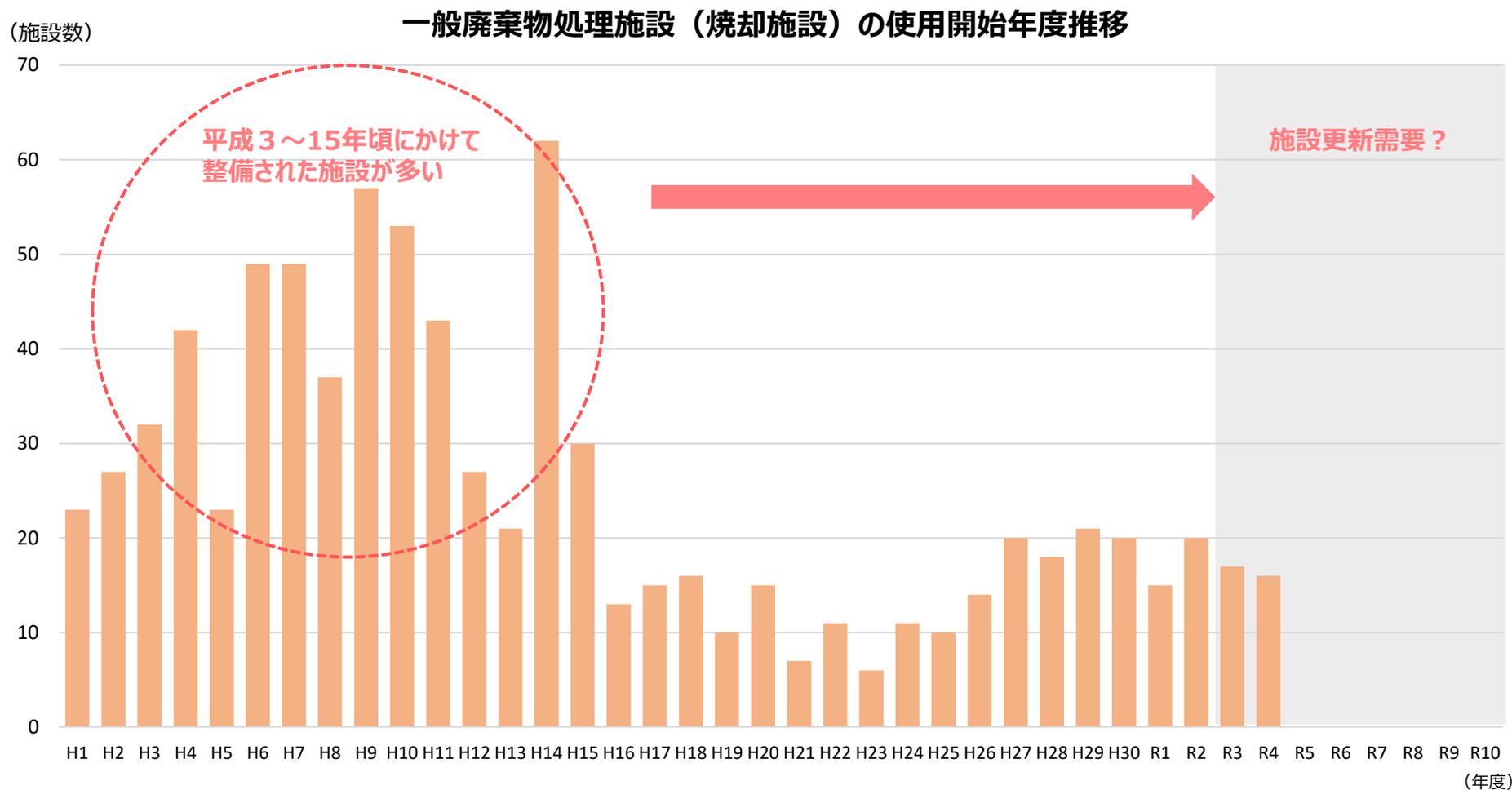
「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」

（平成21年7月 財政投融资に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム）

経済事情の変動による地方税収の大幅な減少などにより、地方公共団体の財源が大幅に不足し、さらに市場での調達環境が厳しい場合において、地方公共団体としては、公的資金による赤字地方債の引受けを期待している。ただし、地方公共団体による赤字地方債の発行は、その償還について地方交付税の手当てがある場合でも、借金であることに違いはないため、その抑制に努めるべきであり、**財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべき**と考えられる。

2-6. 施設更新需要の見通し（例：一般廃棄物処理施設）

- 一般廃棄物処理施設のうち、ごみ焼却施設の稼働開始から廃止までの平均年数は約30年。
（環境省「インフラ長寿命化計画」（令和4年3月））。
- 平成時代前半に整備したごみ焼却施設が更新時期を迎えていると考えられるところ、各地において施設更新需要が起きる可能性がある。



(注) 休止または廃止された施設を含む。

(出典) 環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」（令和4年度）

2-7. 論点：臨時財政対策債への配分について

- 臨時財政対策債は、引き続き資金調達能力の低い地方公共団体に対して柔軟に対応することを基本としつつ、足もとで地方公共団体が一般財源で支出する投資的経費は減少傾向であるという現状を踏まえ、施設更新需要の影響を反映させながらも、全体として抑制的に財政融資資金を配分することを基本とすべきではないか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」

(平成26年6月 財政投融資分科会)

臨時財政対策債は、各団体が責任を有している借金であることに変わりはなく、また、赤字補填の性格を有することを踏まえると、財政融資資金としては引き続き抑制的な関与にとどめ、資金調達能力の低い地方公共団体、特に指定都市を除く市町村に対しては、柔軟に対応していく。

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」

(平成21年7月 財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

経済事情の変動による地方税収の大幅な減少などにより、地方公共団体の財源が大幅に不足し、さらに市場での調達環境が厳しい場合において、地方公共団体としては、公的資金による赤字地方債の引受けを期待している。ただし、**地方公共団体による赤字地方債の発行は、その償還について地方交付税の手当てがある場合でも、借金であることに違いはないため、その抑制に努めるべきであり、財政融資資金による引受けは、投資的経費の範囲内にとどめることを基本とすべき**と考えられる。

「財政投融資改革の総点検について」

(平成16年12月 財政投融資分科会)

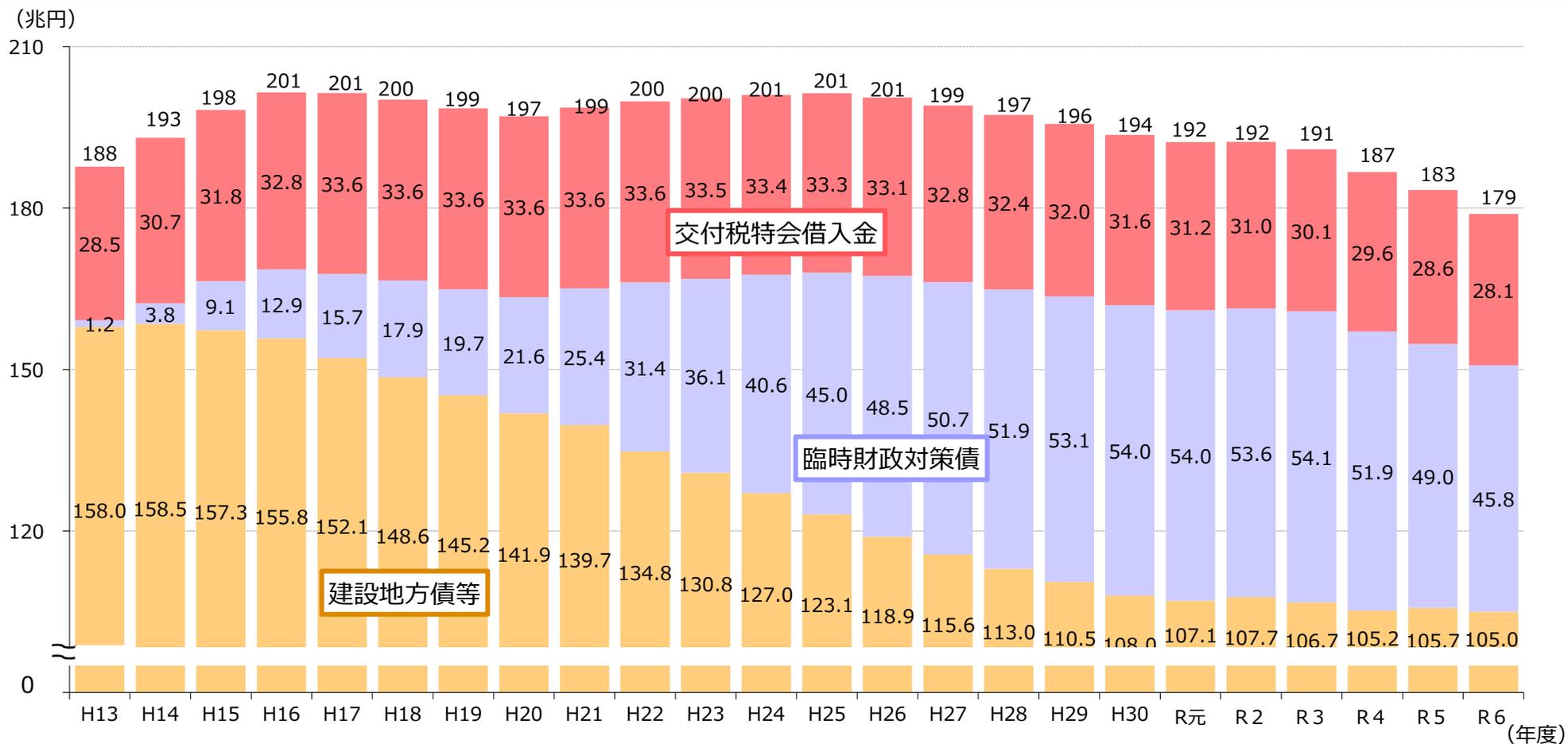
地方公共団体への公的資金（政府資金及び公営企業金融公庫資金）の貸付は、民間金融機関では供給困難な長期・低利の資金を地方公共団体に融資することを通じて、地域に密着した社会資本の整備等に貢献してきた。

今後のあり方については、財投改革の趣旨を踏まえるとともに、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達は市場公募等の民間資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものとするのが適当である。具体的には、地方公共団体の資金調達力及び資金用途を踏まえた重点化が重要である。なお、**赤字補填の性格を有する地方債については、資源配分機能を有する財政投融資の対象として相応しくない面がある**ものと考えられる。地方公共団体向け公的資金貸付については、貸付先の財務状況、事業の収益性等を適切にチェックすることが求められる。

1. 令和7年度要求
2. 編成上の論点① 臨時財政対策債への配分
3. 編成上の論点② 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還
4. 編成上の論点③ 過疎対策事業債への配分

3-1. 地方の債務現在高の推移

- 建設地方債等の現在高は、平成14年度にピークの159兆円を記録後、足もとでは105兆円まで減少（ピーク比▲53.3兆円）。
- 積み上がった臨時財政対策債と償還が遅れている交付税特会の借入金を早期に償還させていく必要。
- 令和6年度当初予算では、臨時財政対策債の現在高は▲3.2兆円減少、交付税特会の借入金現在高は▲0.5兆円減少。今後もこうした地方の財政健全化の取組を継続していくべきであり、特に臨時財政対策債については、各年の発行額が元金償還額を上回らない状況を継続していくことが重要。



(出典) 「地方財政計画」等

(注) 令和4年度までは決算ベース、令和5年度、6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

3-2. 交付税及び譲与税配付金特別会計の償還計画

【経緯】

(1) 借入金の発生(昭和39年～)

交付税特会は、地方公共団体に対して、国税の一定割合等を財源として地方交付税及び地方譲与税を配分。財源が不足する場合、借入金により補てん。

(2) 借入金増加(平成4年～)

バブル崩壊以降、税収の落ち込み等を背景にした地方財源不足から、借入金が増加。

＜平成18年度末借入金現在高＞ 52兆2,821億円

うち国負担分 : 財融 18兆6,648億円

地方負担分 : 財融 11兆3,348億円

民間 22兆2,824億円

【償還実績及び今後の償還計画】

※令和6年度当初予算における償還計画に基づく償還スケジュール

(単位：億円)

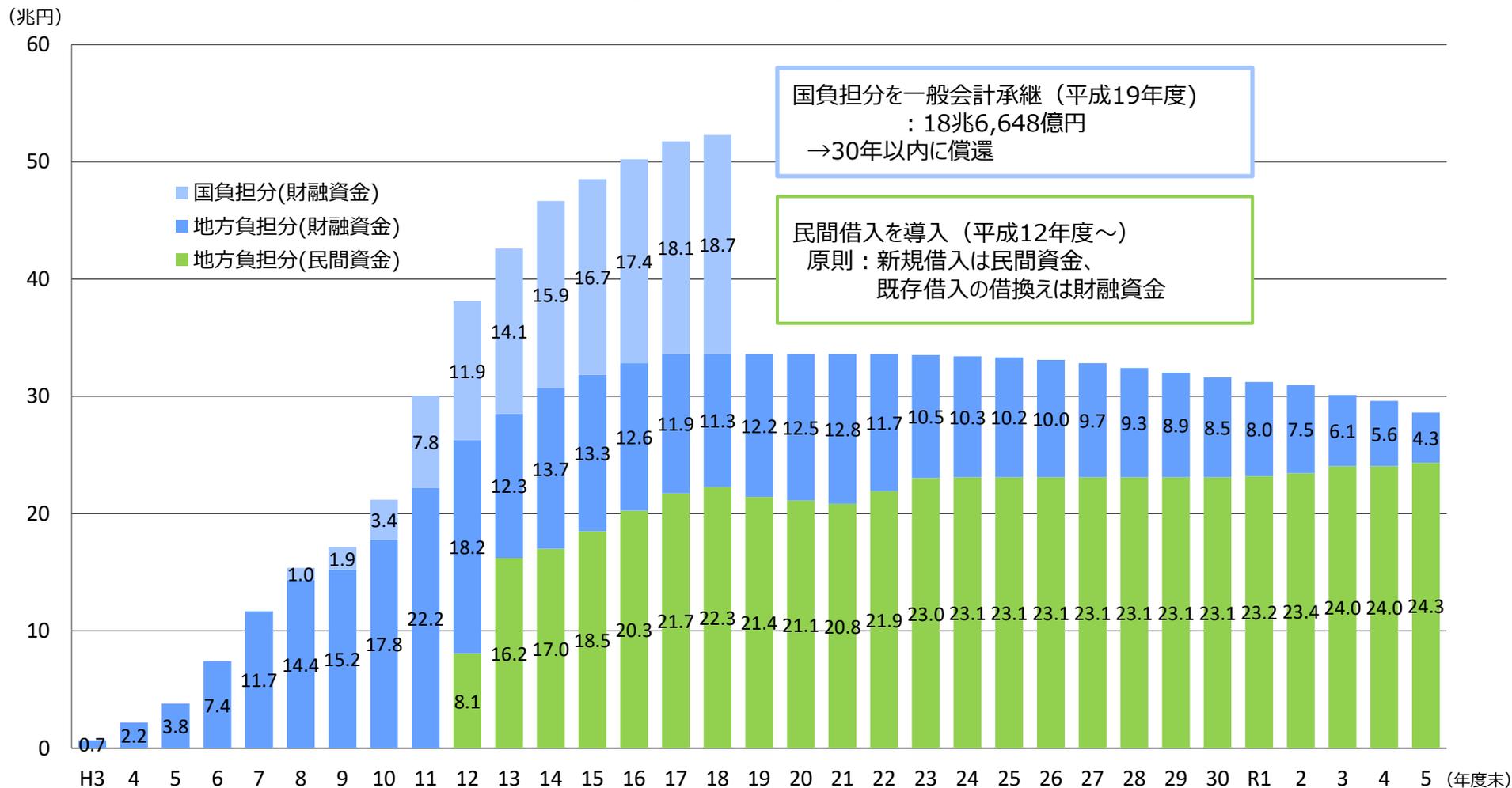
年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
年間償還額	1,000	1,000	1,000	2,000	3,000	4,000	4,000	4,000	4,050	2,500	8,500

年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11～R35 (25年間)	R36
年間償還額	5,000	10,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	1,123

3-3. 論点：交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還について

○ 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金は、引き続き償還し、現在高を減少させていくことが重要ではないか。

交付税及び譲与税配付金特別会計現在高の推移



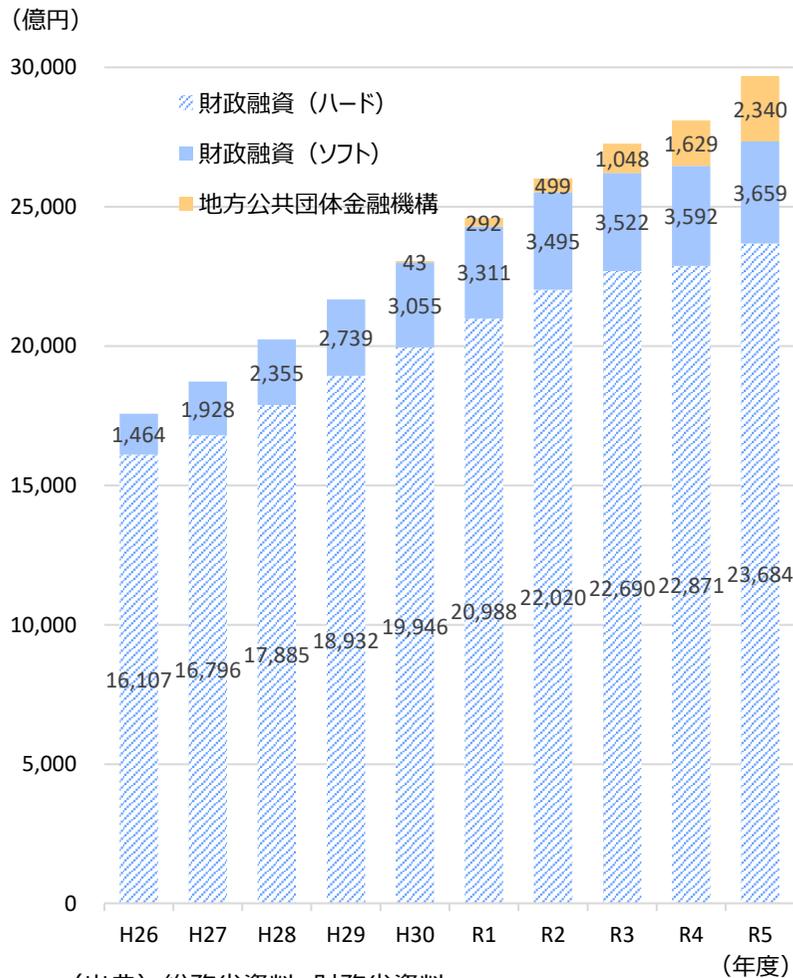
(出典) 財務省資料

1. 令和7年度要求
2. 編成上の論点① 臨時財政対策債への配分
3. 編成上の論点② 交付税及び譲与税配付金特別会計借入金の償還
4. 編成上の論点③ 過疎対策事業債への配分

4-1. 過疎対策事業債の概要

○ 過疎対策事業債（過疎債）は、議員立法による特別措置法に基づき過疎地域とされた市町村が、過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う事業の財源として発行が認められた地方債。

過疎対策事業債 現在高



(出典) 総務省資料、財務省資料

【概要】

- 昭和45年以来、五次にわたり議員立法として過疎法が制定（全て全会一致により成立）。
- 現行の「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」は、令和3年3月成立、4月1日施行。
- 市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」により判定。現在の過疎関係市町村は885団体（全市町村の51.5%）。
- 過疎対策事業債の充当率は100%、元利償還金に対する交付税措置率は70%。令和7年度事業費は、現時点において5,700億円を見込んでいる。

【対象事業】

(ハード分)

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○漁港、港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○林業用作業路 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○保育所及び児童館 ○認定こども園 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○診療施設 ○簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) ○市町村保健センター、母子健康包括支援センター
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道 ○電気通信に関する施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道 ○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○除雪機械 	<ul style="list-style-type: none"> ○公民館その他の集会所 ○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 ○市町村立の専修学校、各種学校 ○図書館 ○地域文化の振興等を図るための施設 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備 ○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅
	<ul style="list-style-type: none"> ○集落再編整備 ○自然エネルギーを利用するための施設 	

(ソフト分)

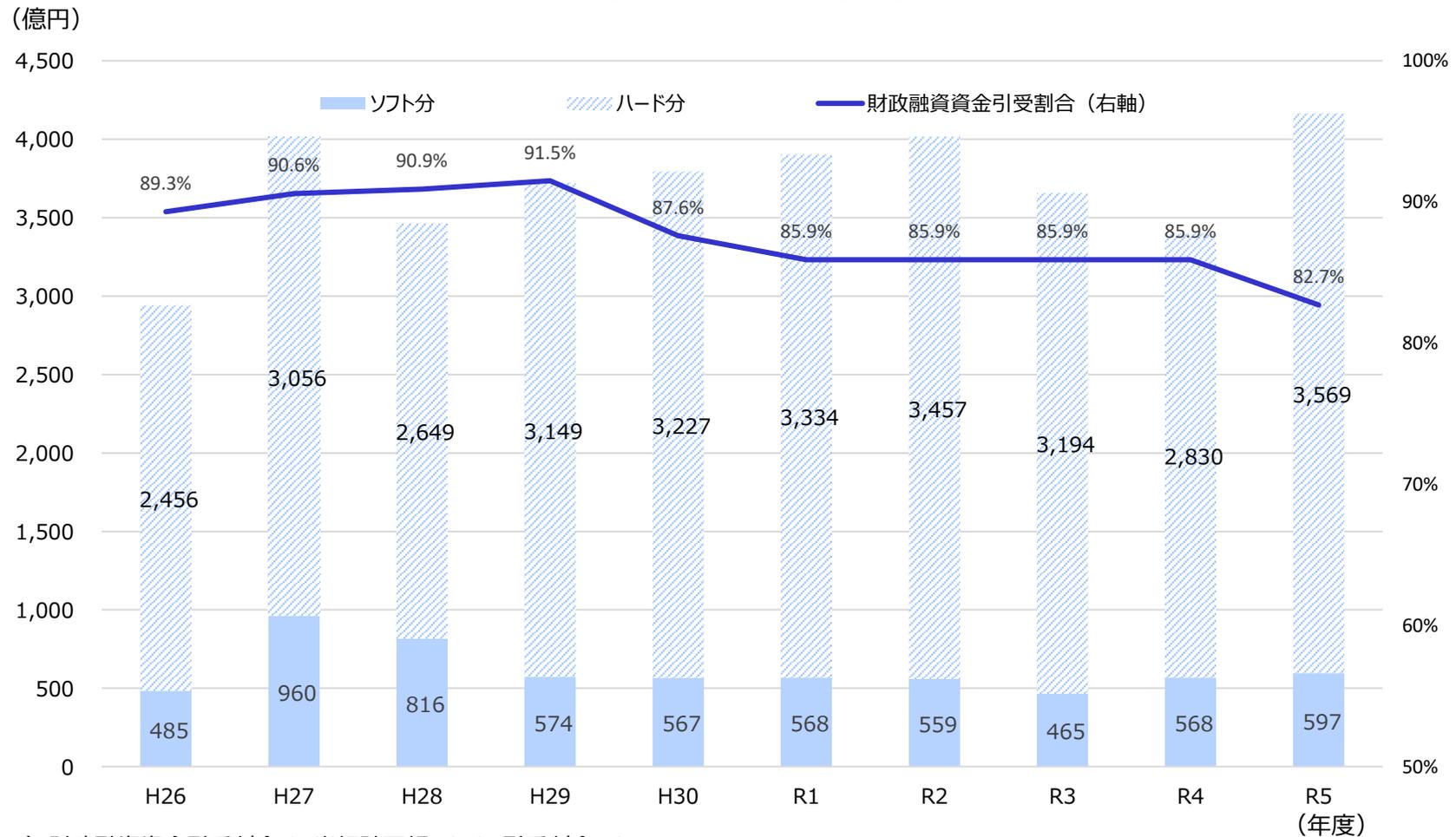
住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む）

(出典) 総務省資料

4-2. 財政融資資金における過疎対策事業債の貸付実績及び引受割合

○ 過疎対策事業は国が責任を持って対応すべきとして、その大半を財政融資資金で引き受けている。

過疎対策事業債 貸付実績（財政融資資金）



(注1) 財政融資資金引受割合は、当初計画額における引受割合である。

(注2) 平成30年度より、一部の過疎対策事業を地方公共団体金融機構資金の貸付対象とした。

(出典) 財務省資料

4-3. 過疎対策事業債の活用事例①

- 過疎債の貸付対象には、過疎地域とされた市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う各種事業が含まれている。

複合化 小清水町防災拠点型複合庁舎「ワタシノ」

過疎・高齢化の課題を抱える北海道小清水町は、新庁舎に地域コミュニティと交流を活性化させる「にぎわいエリア」（コミュニティスペース、カフェ、ランドリー、フィットネスジム等）を併設。

「ワタシノ」は、町民のコミュニティの拠点となっており、町の健診事業や健康増進イベント、道内外に向けた情報発信などの事業も展開。さらに「フェーズフリー」(*)の概念を取り入れ、災害時には、炊き出しや洗濯機能を有する一時避難場所として活用。

令和3～4年度事業（庁舎建設）。令和5年3月竣工、令和5年5月開業。

(*) 身のまわりにあるモノやサービスを、日常時はもちろん、非常時にも役立てることができるという考え方。



(出典) 小清水町ホームページ

広域化 ななかりサイクルセンター

石川県七尾市及び中能登町の燃えるごみをRDF化（ごみ固形燃料化）し焼却していた施設の稼働停止に伴い、引き続き広域処理での新たなごみ処理施設として整備。

七尾市の直営によりごみ処理施設を運営してきたが、新施設ではDBO方式の導入により、民間による20年間の運営維持管理業務委託契約を締結。

令和2～4年度事業。令和5年3月竣工、令和5年4月運営事業開始。



(出典) ななかりサイクルセンターホームページ

広域化・共同化 矢掛浄化センター

岡山県矢掛町は、^{やかげちょう} 汚水処理を矢掛浄化センターに集約することで事務の効率化を図っている。町内全域のし尿・浄化槽汚泥を受け入れ処理する汚水処理施設共同整備事業（MICS）に取り組むほか、笠岡市北部地域の汚水受入れ、農業集落排水4処理区の公共下水道への統合など、処理場の有効活用を行っている。

平成11年3月供用開始。平成24年にMICS事業による浄化槽汚泥・し尿の受け入れ開始。平成26年に笠岡市北部処理区より汚水受け入れ開始。平成29年度から農業集落排水4処理区の統合に着手（令和9年度未完了予定）。



矢掛浄化センター 管理棟
(出典) 矢掛町「下水道事業の広域化・共同化」

4-4. 過疎対策事業債の活用事例②

○ 過疎債の貸付対象には、過疎地域とされた市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う各種事業が含まれている。

交通手段の確保

コミュニティバス・スクールバス運行事業

- ・ コミュニティバスの運行委託料。
- ・ 中学校生徒の通学の安全を確保する目的のため、冬季バスの運行を民間に委託し対象生徒を送迎。

地域医療の確保

近隣病院から派遣された専門医に対する報奨金給付

- ・ 近隣病院から派遣された外科系専門医に対する報奨金を給付。

集落の活性化 (移住定住促進)

空き家解体工事費用・リフォーム費用の補助

- ・ 空き家バンク事業を通じて移住等する事になった場合、空き家の改修費の1/2（上限あり）を交付。

集落の維持

敬老祝い金の支給

- ・ 該当年齢に達した者に対して、敬老祝い金を支給。

集落の活性化

地域活性化イベントの開催

- ・ 県内高校生が参加する音楽イベントを開催し、域内外の参加者の交流を通じて、活性化を図る。

「令和6年度地方債同意等基準」（令和6年総務省告示第134号）

② 過疎対策事業

過疎対策事業については、過疎地域の市町村が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「過疎法」という。）第8条第1項の規定による過疎地域持続的発展市町村計画に基づいて行う次の事業を対象とするものとする。

ア 過疎法第14条第1項に規定する出資及び施設の整備事業

イ 過疎法第14条第2項に規定する過疎地域持続的発展特別事業（将来にわたり過疎地域の持続的発展に資する事業。市町村の行政運営に通常必要とされる内部管理経費、法令に基づき負担が義務づけられている経費、地方債の元利償還金に要する経費及び地域の持続的発展に資することなく効果が一過性である事業に要する経費については対象外としている。）

4-5. 論点：過疎対策事業債への配分について

- 過疎対策事業は、国が責任を持って対応すべき分野であることから、引き続き積極的に配分することを基本としつつ、財政融資資金のさらなる有効活用を推進するべく、過疎地域における広域化を含めた施策効果の高い事業を推進し、もって地域の持続的発展に資するような経費へも配分していくべきではないか。

「地方公共団体向け財政融資に関する報告書」

(平成21年7月 財政投融資に関する基本問題検討会 地方公共団体向け財政融資に関するワーキングチーム)

地方公共団体が行う事業のうち、**災害復旧事業、辺地・過疎対策事業のように国が責任を持って対応すべき分野や、一般公共事業、教育・社会福祉施設等整備事業のように国の政策と密接な関係のある分野については、長期・低利の資金供給を行う財政融資を活用する必要性が高いと考えられる。**

「令和4年度版 過疎対策の現況」

(令和6年3月 総務省)

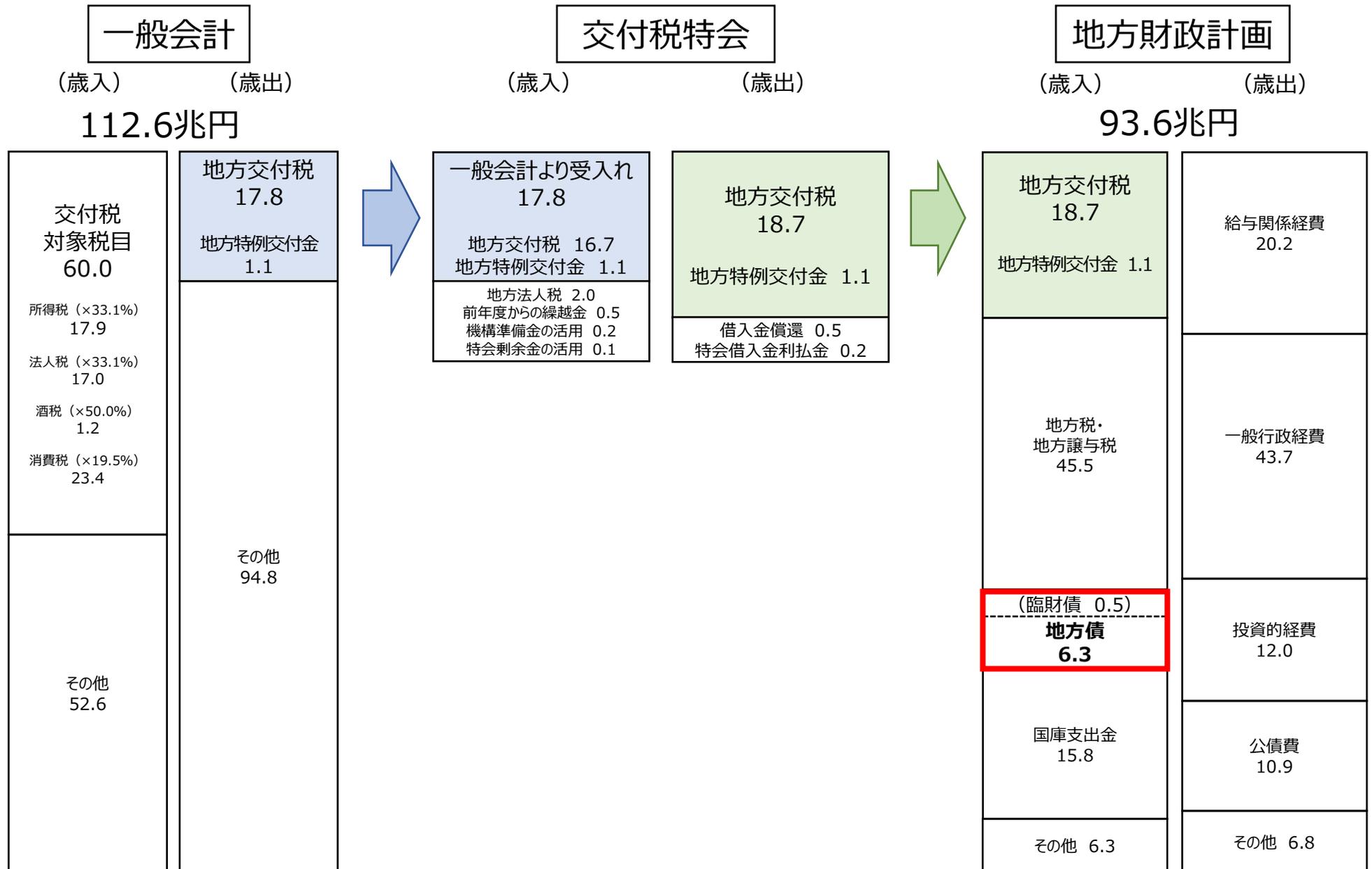
過疎対策事業債については、ハード事業・ソフト事業ともに、事業の実効性を向上させるために、市町村計画に記載される目標の達成に資する事業であることを明確化していくことが重要である。

ハード事業については、公共施設等の長寿命化・更新・統廃合・転用・除却が大きな課題となる中で、公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、適切なストックマネジメントの考え方の下に推進していくことが重要である。

ソフト事業については、過疎地域の条件不利性の改善や内発的発展に資する事業に効果的に使われており、過疎地域の自立促進に寄与している。しかしながら、観光イベントやプレミアム商品券といった一過性の地元消費喚起策に使われている事例もある。ソフト事業への起債が建設公債の原則の例外として認められていることに鑑みると、特に教育・医療・交通等の体制の構築や人材育成、中間支援組織の育成など中長期的な地域の資産・財産となり得る事業に充当していくことが望ましい。

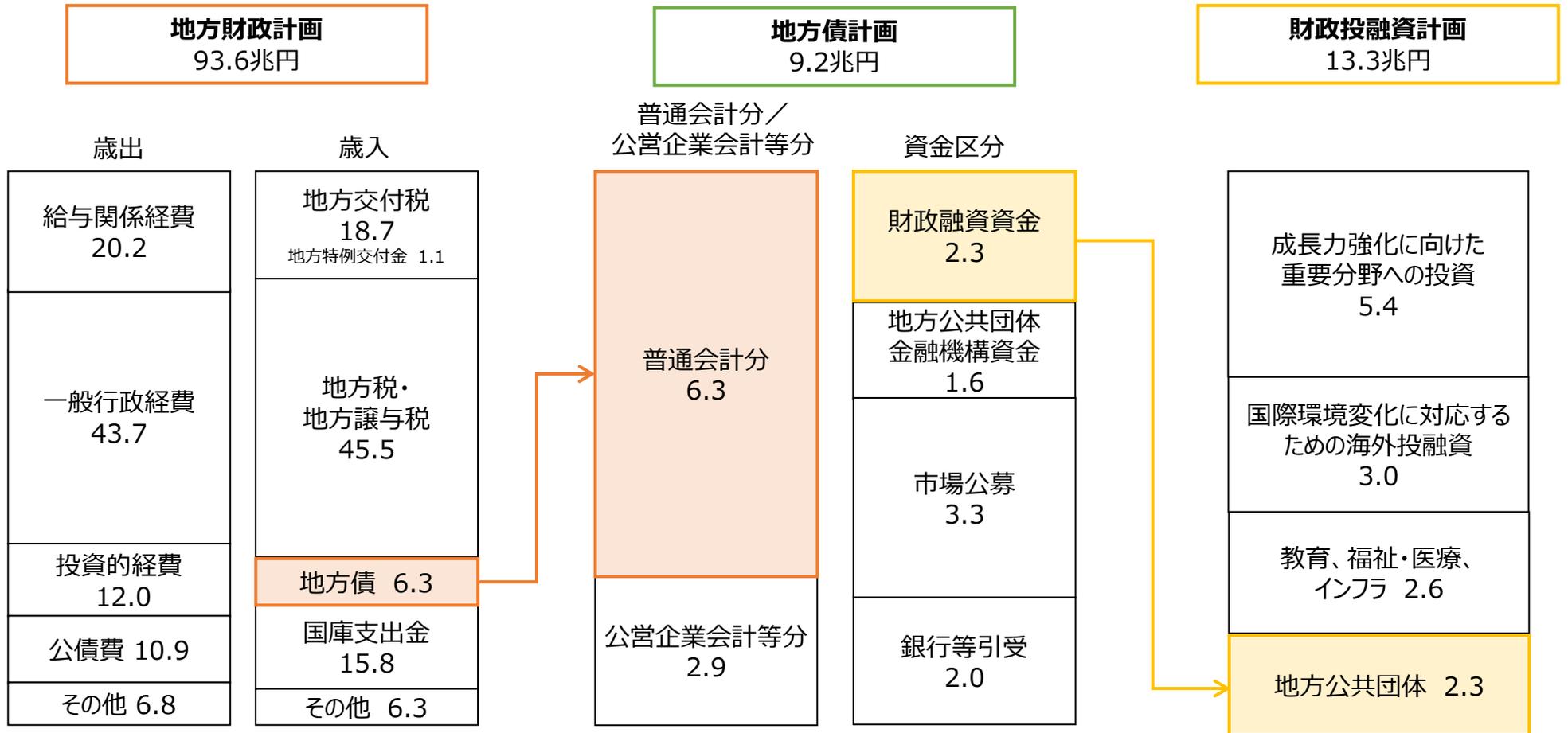
參考資料

地方財政計画と一般会計との関係（令和6年度当初）



(注) 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

地方財政計画・地方債計画・財投計画の関係（令和6年度当初）



- 各省の事業や経済情勢を踏まえた地方財政全体の見直し。
- 歳入・歳出に収支不足が発生する場合、一般会計加算や臨時財政対策債の発行等の「**地方財政対策**」を講じる。
- 地方の資金需要や国庫補助事業の動向等を踏まえ、事業毎の計画額を策定。
- 近年の事業毎の配分率（地方公共団体の財政融資資金に対する需要動向）等を踏まえ、事業毎に財政融資資金の配分額を決定。

（注） 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

令和6年度地方債計画資金区分（当初・通常収支分）

（単位：億円）

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政 融資	地方公共 団体 金融機構	計	市場 公募	銀行等 引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	15,794	4,704	4,398	306	11,090	8,725	2,365
2 公営住宅建設事業	1,082	481	360	121	601	540	61
3 災害復旧事業	1,119	1,119	1,119	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	4,813	2,760	2,367	393	2,053	1,243	810
(1) 学校教育施設等	2,119	1,331	1,165	166	788	475	313
(2) 社会福祉施設	365	161	72	89	204	141	63
(3) 一般廃棄物処理	1,254	1,007	869	138	247	122	125
(4) 一般補助施設等	538	261	261	0	277	122	155
(5) 施設（一般財源化分）	537	0	0	0	537	383	154
5 一般単独事業	26,845	6,935	926	6,009	19,910	11,513	8,397
(1) 一般	2,493	83	0	83	2,410	1,935	475
(2) 地域活性化	690	85	0	85	605	473	132
(3) 防災対策	871	262	126	136	609	375	234
(4) 地方道路等	3,221	248	0	248	2,973	2,515	458
(5) 旧合併特例	3,800	504	0	504	3,296	318	2,978
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	2,011	1,311
(7) 公共施設等適正管理	4,320	1,828	100	1,728	2,492	1,410	1,082
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,313	980
(9) 緊急浚渫推進	1,100	0	0	0	1,100	759	341
(10) 脱炭素化推進	900	360	0	360	540	305	235
(11) こども・子育て支援	450	180	0	180	270	99	171
6 辺地及び過疎対策事業	6,270	6,265	4,769	1,496	5	0	5
(1) 辺地対策	570	570	504	66	0	0	0
(2) 過疎対策	5,700	5,695	4,265	1,430	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	111	234
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	448	252
9 調整	100	0	0	0	100	96	4
計	57,068	22,264	13,939	8,325	34,804	22,676	12,128

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政 融資	地方公共 団体 金融機構	計	市場 公募	銀行等 引受
二 公営企業債							
1 水道事業	6,356	4,853	2,894	1,959	1,503	1,315	188
2 工業用水道事業	392	81	0	81	311	17	294
3 交通事業	1,763	383	118	265	1,380	999	381
4 電気事業・ガス事業	241	49	0	49	192	5	187
5 港湾整備事業	577	196	176	20	381	131	250
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	2,145	832	1,313	2,836	739	2,097
7 市場事業・と畜場事業	386	25	0	25	361	276	85
8 地域開発事業	1,290	0	0	0	1,290	636	654
9 下水道事業	13,686	7,763	4,248	3,515	5,923	3,563	2,360
10 観光その他事業	100	4	0	4	96	33	63
計	29,772	15,499	8,268	7,231	14,273	7,714	6,559
合計	86,840	37,763	22,207	15,556	49,077	30,390	18,687
三 臨時財政対策債	4,544	1,645	1,045	600	2,899	2,639	260
四 退職手当債	800	0	0	0	800	71	729
総計	92,184	39,408	23,252	16,156	52,776	33,100	19,676

地方債の対象経費

	地方債	国債
原則	<p>地方財政法 (地方債の制限) 第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <p>一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合</p> <p>二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）</p> <p>三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合</p> <p>四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合</p> <p>五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合</p>	<p>財政法 第四条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p>
例外	<p>地財法第5条に規定する経費以外の財源とする場合は、別途法的措置が必要。</p> <p>臨時財政対策債（地方財政法第33条の5の2） 過疎対策事業債（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条）</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<p>建設国債を発行してもなお歳入が不足すると見込まれる場合に、公共事業費等以外の歳入に充てる財源を調達することを目的として、特例公債法等の特別の法律に基づき、特例国債（赤字国債）を発行。</p>

地方債制度の変遷

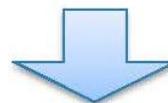
平成18年4月 許可制から協議制に移行

平成10年5月 「地方分権推進計画」の閣議決定
平成12年4月 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率) 18%

協議	早期是正措置としての地財法許可
	公債費負担適正化計画

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の全面施行

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)



平成24年4月 届出制の導入

※地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、届出制を導入

平成28年4月 届出制の拡大

※地方交付税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第14号)の施行により、地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化
(例:協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を、16%未満から18%未満に緩和)

(実質公債費比率) 18% 25% 35%

届出 (公的資金※は協議)	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可
	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)

※ 公的資金のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金については、届出対象である(H28年4月～)

地方債の起債手続

協議制

① 地方公共団体が、地方債を起債する場合、総務大臣又は都道府県知事※に協議が必要。

※ 都道府県・指定都市は総務大臣、市町村・特別区等は都道府県知事に対して協議を行う。

② 総務大臣は、協議において、同意をしようとする場合、あらかじめ、財務大臣に協議が必要。

➔ 同意のある地方債は、公的資金の充当、元利償還金の地方財政計画への算入ができる。

財務大臣の関与

財務大臣は、財政融資資金の管理運用責任者、国内資金運用の調整責任者、財政担当責任者の立場から、大臣間協議に応じる。

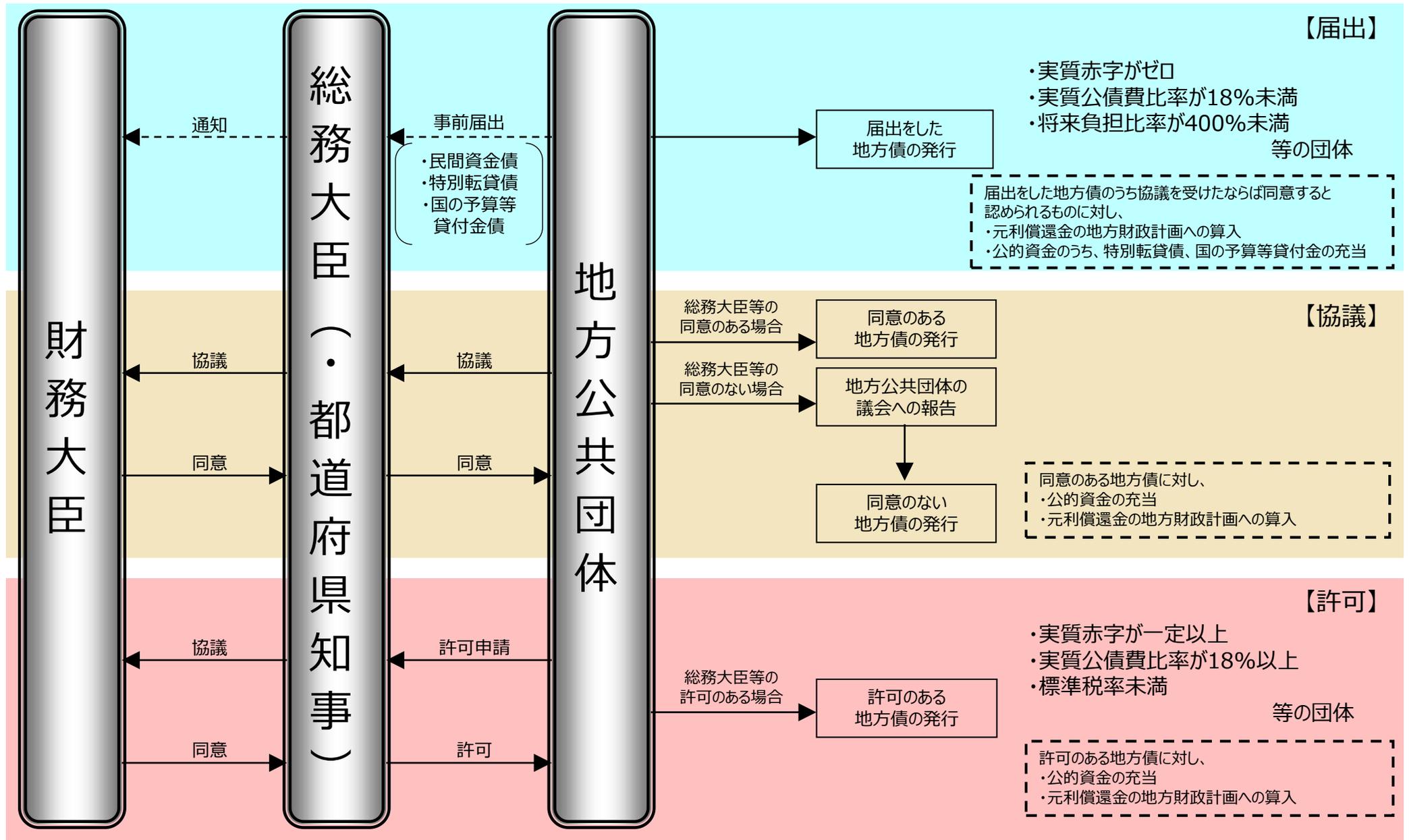
届出制

地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、一定の要件を満たす地方公共団体が、民間等資金債を借入先として地方債を起債する場合、原則として、協議を不要とし、事前届出のみで起債できる。

許可制

地方債の信用を維持するため、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体や、一定以上の実質赤字額が生じた地方公共団体が、地方債を起債する場合、許可が必要。

地方債起債手続きの概要



地方債同意等基準（運用要綱）について

地方債同意等基準（総務省告示）

総務大臣及び都道府県知事の地方債の同意・許可に当たっての基本方針を定めるもの。

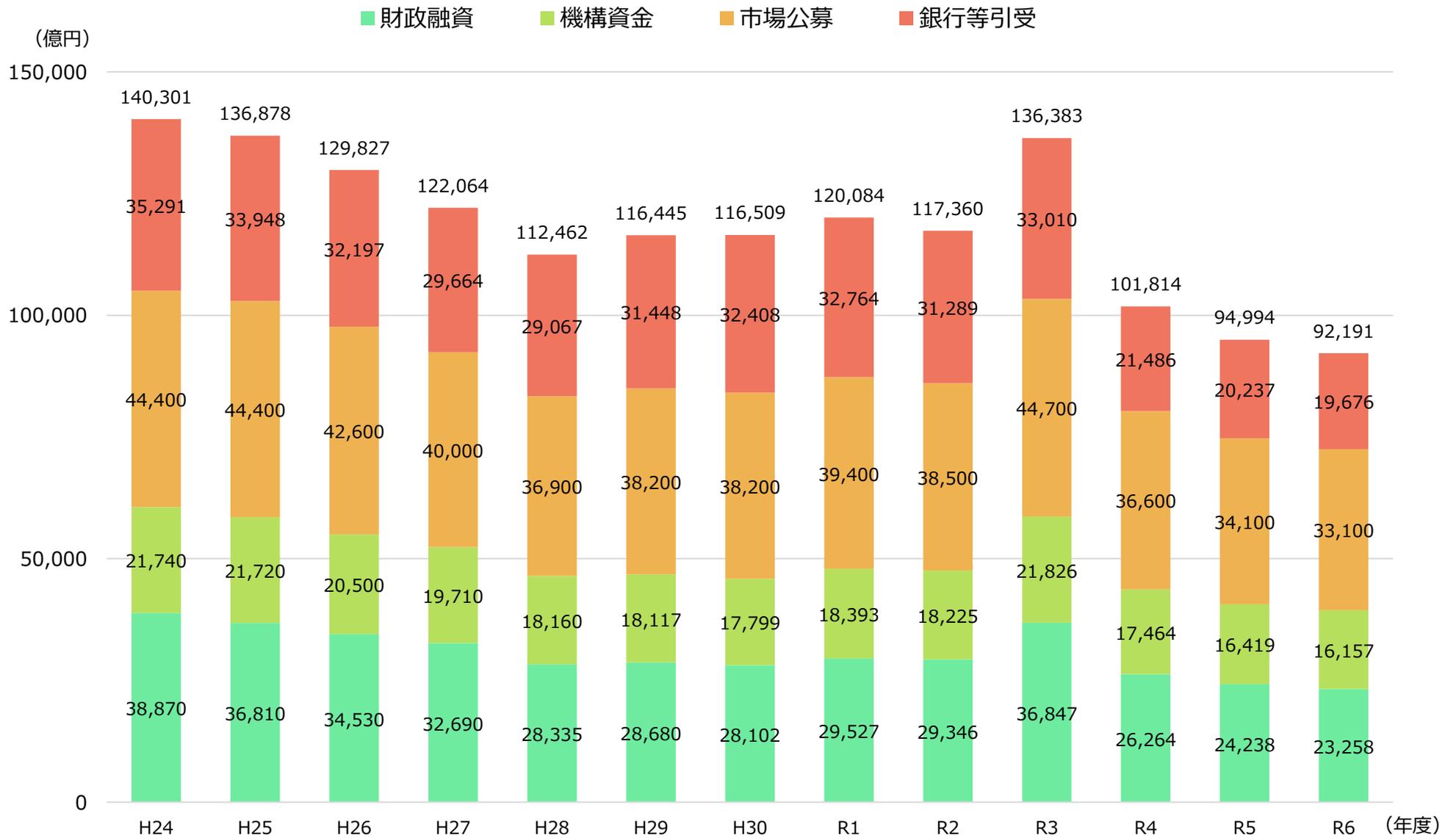
地方債同意等基準において示されている主な事項

- 地方債同意等基準の策定方針
- 地方債協議等のスケジュール
- 協議団体に係る同意基準（地方債を財源とする事業、償還年限の考え方、資金等）
- 事業区分ごとの対象事業
- 許可団体に係る許可基準
- 財政再生団体に係る許可基準

地方債同意等基準運用要綱（総務副大臣通知）

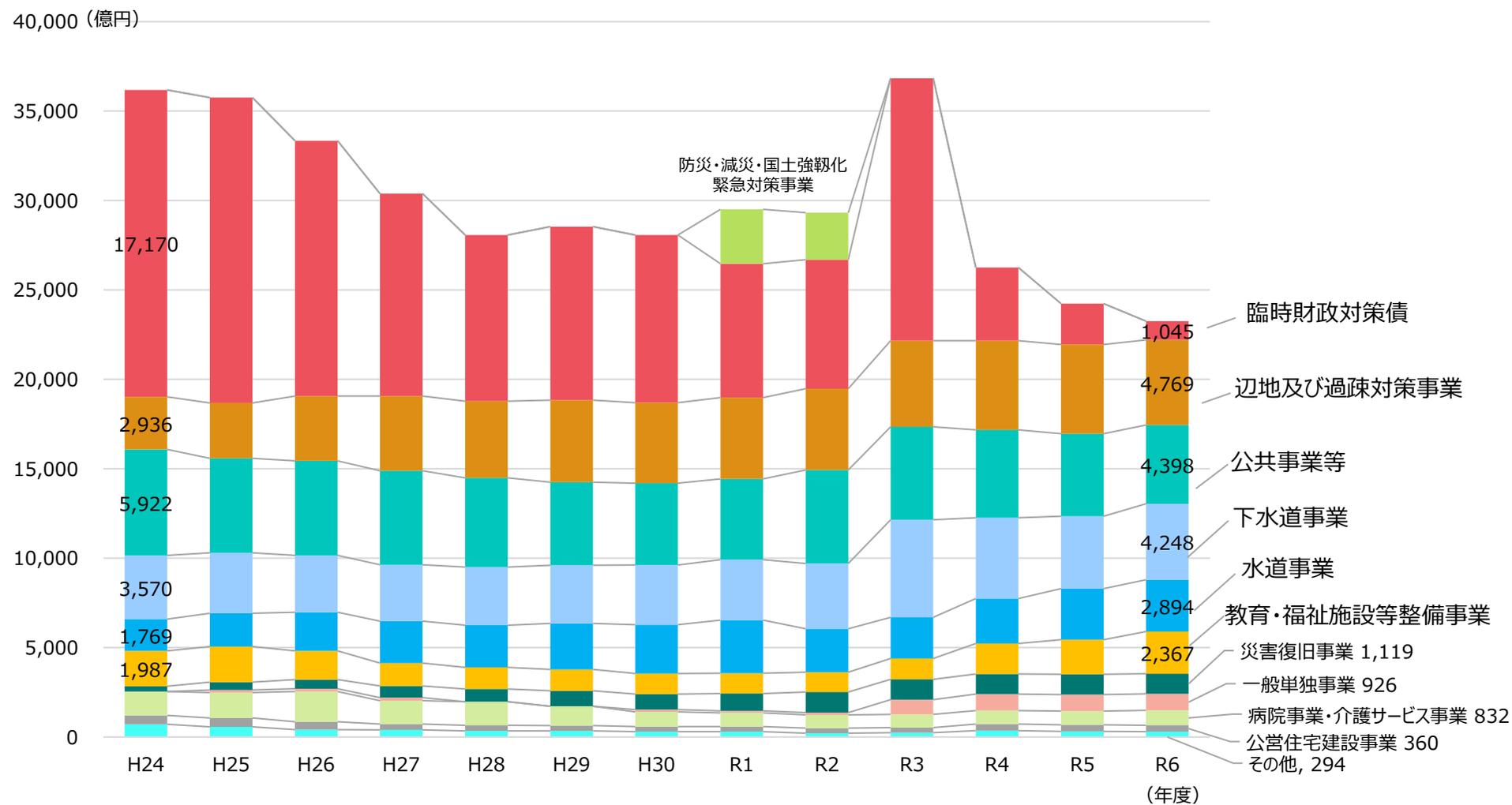
同意等基準に基づく手続のうち協議等手続、早期協議等手続、法令及び同意等基準の解釈等の技術的助言に関する一般的事項を規定しているもの。

地方債計画額（当初）の推移（資金別）



(注) 平成24年度から令和6年度は、「東日本大震災分」を含む。
 (出典) 各年度「地方債計画(当初)」

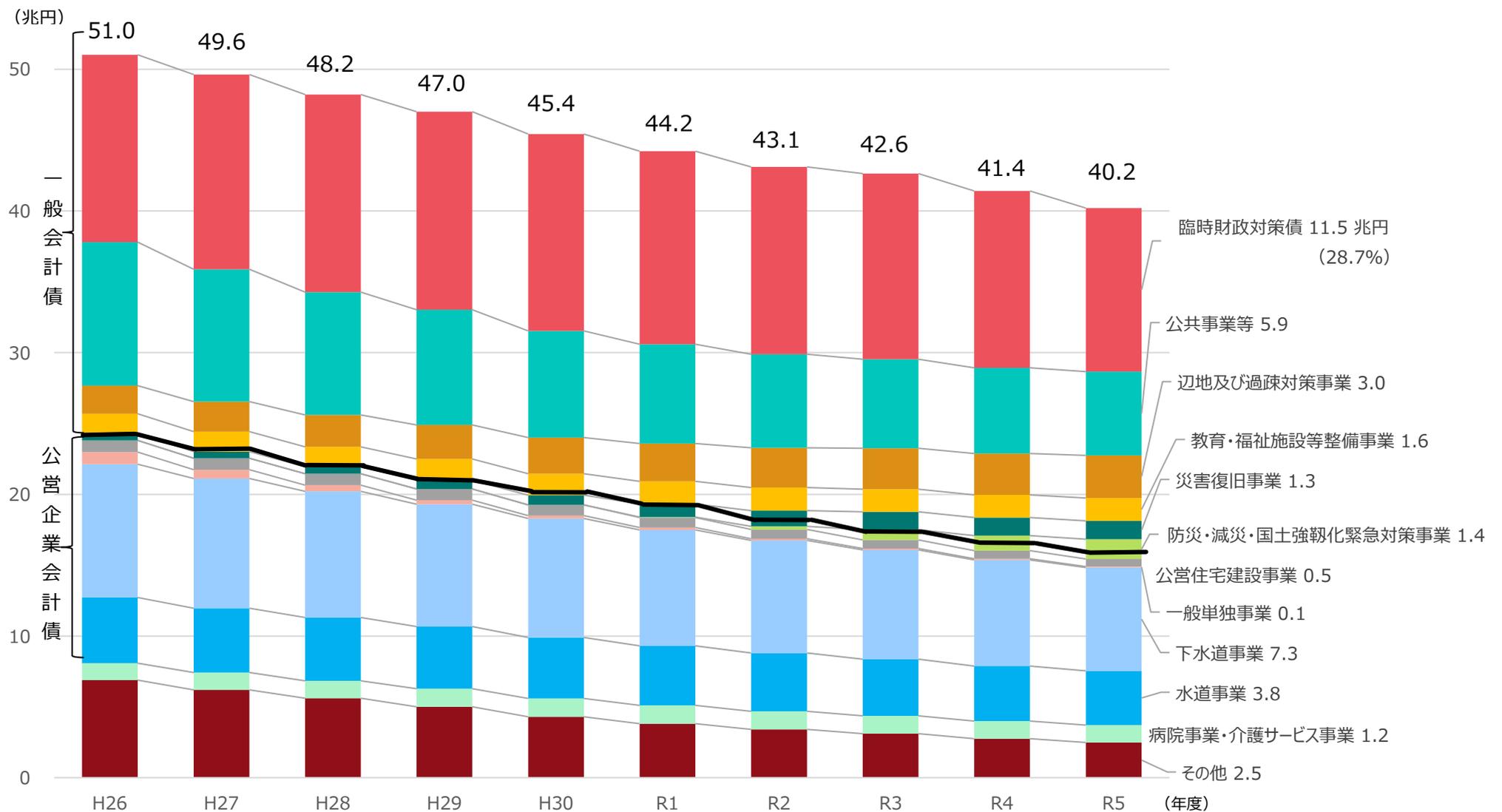
財政融資資金の事業別計画額の推移



(注) 平成24年度から令和6年度は、「東日本大震災分」を除く。

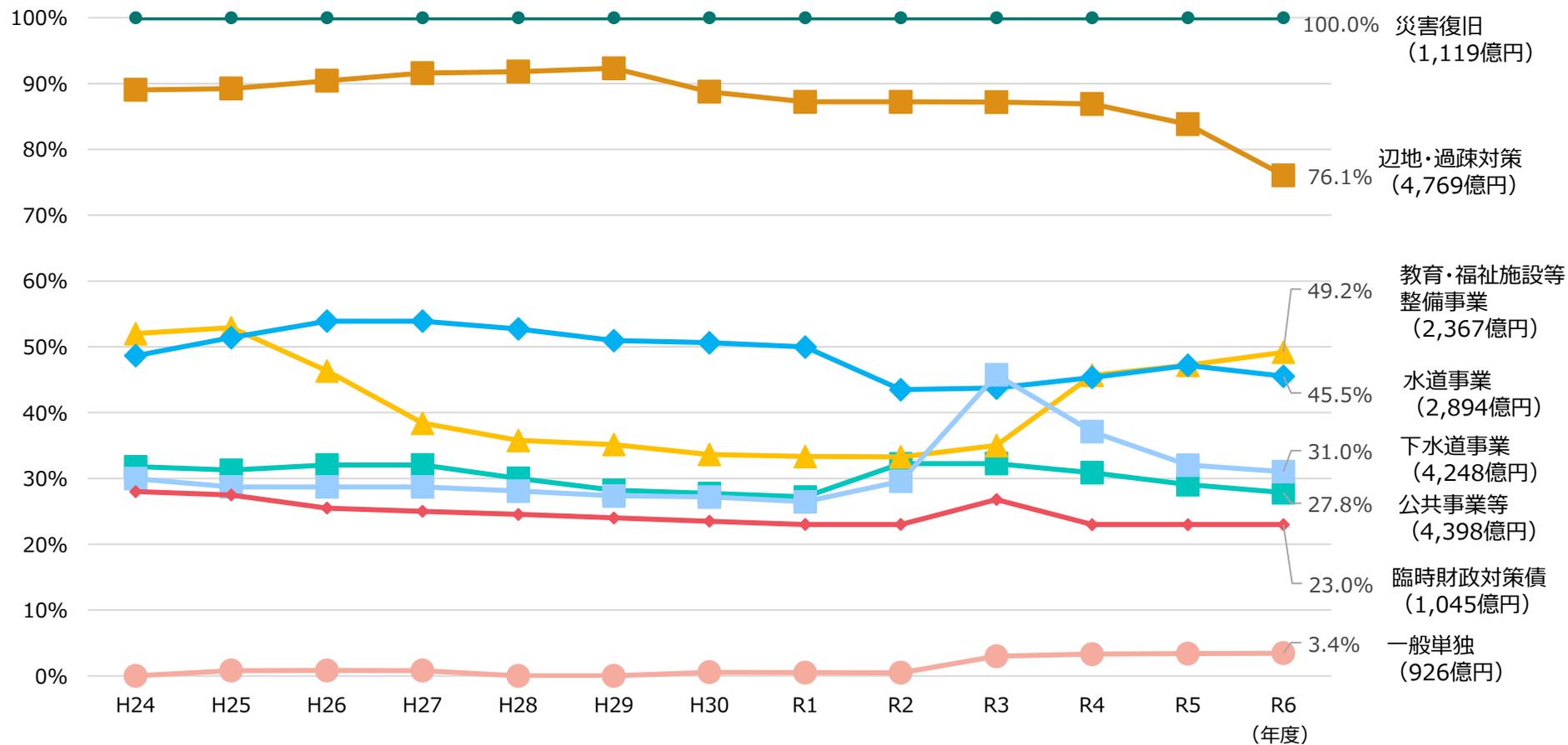
(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

事業区分ごとの財政融資資金現在高の推移



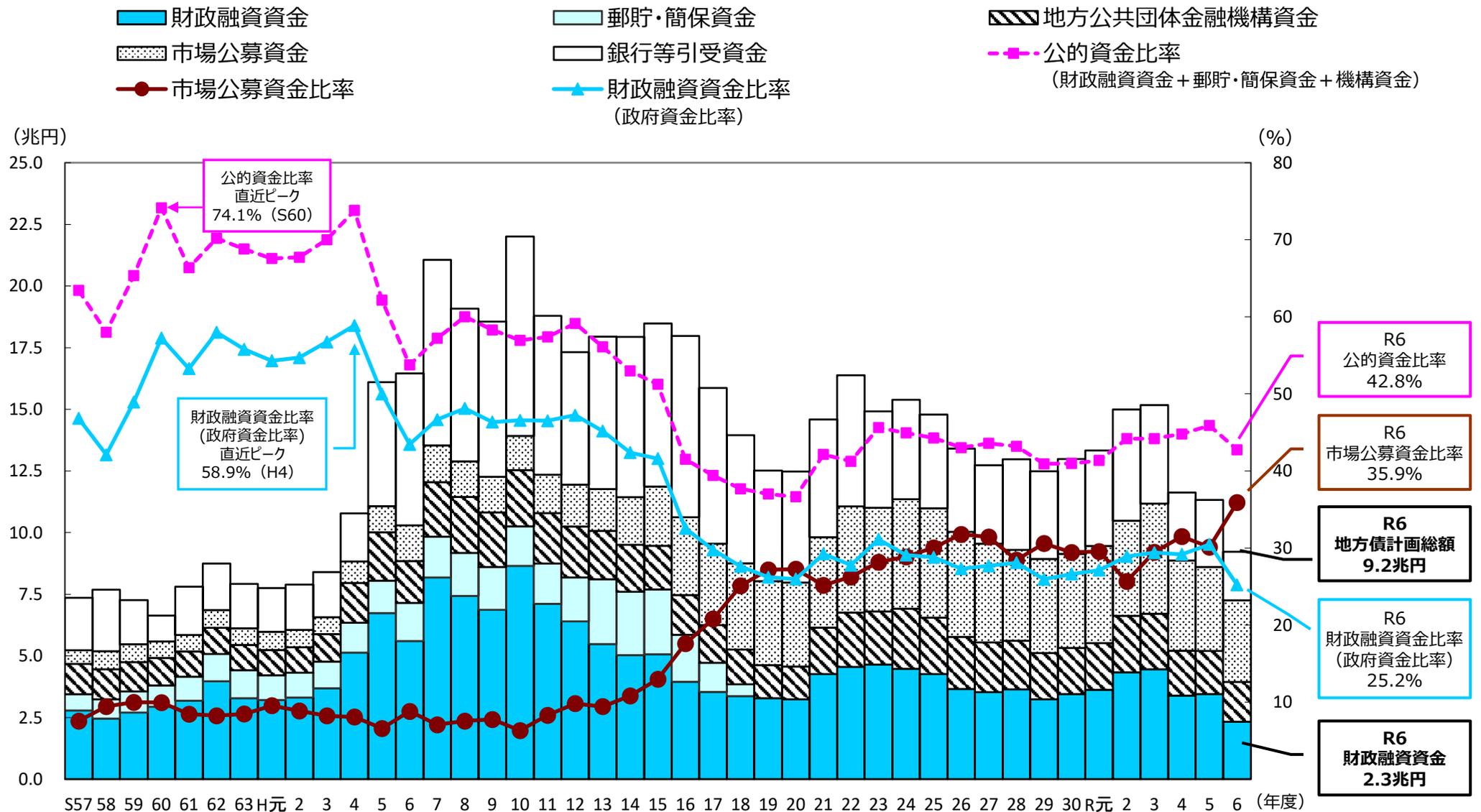
(出典) 財務省資料

事業区分ごとの財政融資資金による引受割合の推移



(注) () 内の数字は、令和6年度当初計画額。「東日本大震災分」を除く。
 (出典) 各年度「地方債計画(当初)」

地方債計画と地方公共団体向け財政融資の推移（計画改定後）



(注1) 地方公共団体金融機構資金について、昭和57年度～平成20年度上期は公営企業金融公庫資金、平成20年度下期は地方公営企業等金融機構資金。

(注2) 政府資金については、平成18年度までは財政融資資金の他に郵貯資金及び簡保資金を含む。

(注3) 平成15年度及び平成18～20年度においては、地方債計画を改正していない。

(出典) 各年度「地方債計画」

地方債計画における事業別の推移①

(単位：億円)

	H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	計画額	シェア																
— 一般会計債																		
1 公共事業等	16,601	14.8%	16,443	14.1%	16,476	14.1%	16,627	13.8%	16,195	13.8%	16,098	11.8%	15,905	15.6%	15,889	16.7%	15,794	17.1%
2 防災・減災・国土強靱化 緊急対策事業	-	-	-	-	-	-	6,084	5.1%	4,778	4.1%	-	-	-	-	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,141	1.0%	1,130	1.0%	1,130	1.0%	1,140	0.9%	1,110	0.9%	1,103	0.8%	1,090	1.1%	1,089	1.1%	1,082	1.2%
4 災害復旧事業	711	0.6%	873	0.8%	873	0.7%	955	0.8%	1,148	1.0%	1,141	0.8%	1,127	1.1%	1,126	1.2%	1,119	1.2%
5 教育・福祉施設等整備事業	3,395	3.0%	3,391	2.9%	3,391	2.9%	3,402	2.8%	3,327	2.8%	3,319	2.4%	3,707	3.6%	4,108	4.3%	4,813	5.2%
6 一般単独事業	21,474	19.2%	21,927	18.9%	22,634	19.4%	25,415	21.2%	26,807	22.8%	27,724	20.3%	28,013	27.5%	27,387	28.8%	26,845	29.1%
7 辺地及び過疎対策事業	4,665	4.2%	4,975	4.3%	5,085	4.4%	5,210	4.3%	5,210	4.4%	5,520	4.0%	5,730	5.6%	5,940	6.3%	6,270	6.8%
8 公共用地先取得等事業	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.3%	345	0.4%	345	0.4%
9 行政改革推進	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.6%	700	0.5%	700	0.7%	700	0.7%	700	0.8%
10 調整	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%	100	0.1%
計	49,132	43.8%	49,884	42.9%	50,734	43.6%	59,978	50.0%	59,720	50.9%	56,050	41.1%	56,717	55.7%	56,684	59.7%	57,068	61.9%

(注) 計画額は「東日本大震災分」を除く。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

地方債計画における事業別の推移②

(単位：億円)

	H28		H29		H30		R1		R2		R3		R4		R5		R6	
	計画額	シェア	計画額	シェア	計画額	シェア												
二 公営企業債等																		
1 水道事業	4,473	4.0%	5,043	4.3%	5,389	4.6%	5,946	5.0%	5,570	4.7%	5,258	3.9%	5,566	5.5%	6,035	6.4%	6,356	6.9%
2 工業用水道事業	222	0.2%	247	0.2%	216	0.2%	307	0.3%	338	0.3%	303	0.2%	300	0.3%	297	0.3%	392	0.4%
3 交通事業	1,654	1.5%	1,611	1.4%	1,327	1.1%	1,420	1.2%	1,562	1.3%	1,739	1.3%	1,963	1.9%	1,719	1.8%	1,763	1.9%
4 電気事業・ガス事業	178	0.2%	202	0.2%	225	0.2%	262	0.2%	260	0.2%	195	0.1%	288	0.3%	333	0.4%	241	0.3%
5 港湾整備事業	461	0.4%	509	0.4%	508	0.4%	569	0.5%	555	0.5%	571	0.4%	689	0.7%	619	0.7%	577	0.6%
6 病院事業・介護サービス事業	4,434	4.0%	4,614	4.0%	3,822	3.3%	4,005	3.3%	3,599	3.1%	3,637	2.7%	4,193	4.1%	4,598	4.8%	4,981	5.4%
7 市場事業・と畜場事業	458	0.4%	235	0.2%	358	0.3%	362	0.3%	343	0.3%	375	0.3%	379	0.4%	287	0.3%	386	0.4%
8 地域開発事業	699	0.6%	622	0.5%	745	0.6%	912	0.8%	708	0.6%	658	0.5%	840	0.8%	919	1.0%	1,290	1.4%
9 下水道事業	11,597	10.3%	11,904	10.2%	12,298	10.6%	12,773	10.6%	12,383	10.6%	11,934	8.8%	12,181	12.0%	12,649	13.3%	13,686	14.8%
10 観光その他事業	94	0.1%	134	0.1%	169	0.1%	154	0.1%	100	0.1%	56	0.0%	78	0.1%	95	0.1%	100	0.1%
計	24,270	21.7%	25,121	21.6%	25,057	21.5%	26,710	22.2%	25,418	21.7%	24,726	18.1%	26,477	26.0%	27,551	29.0%	29,772	32.3%
三 臨時財政対策債	37,880	33.8%	40,452	34.8%	39,865	34.2%	32,568	27.1%	31,398	26.8%	54,796	40.2%	17,805	17.5%	9,946	10.5%	4,544	4.9%
四 退職手当債	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.7%	800	0.6%	800	0.8%	800	0.8%	800	0.9%
総計	112,082	100.0%	116,257	100.0%	116,456	100.0%	120,056	100.0%	117,336	100.0%	136,372	100.0%	101,799	100.0%	94,981	100.0%	92,184	100.0%

(注) 計画額は「東日本大震災分」を除く。

(出典) 各年度「地方債計画(当初)」

地方債の事業別償還期限について（令和6年度）

貸付対象事業		財政融資資金		地方公共団体 金融機構資金		
		固定	利率見直し	固定	利率見直し	
一般会計債	公共事業等	25	25	25	25	
	防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	25	25	-	-	
	公営住宅建設事業	25	25	25	25	
	災害復旧事業	10	10	-	-	
	教育・福祉施設等整備事業	学校教育施設等	25	25	25	25
		社会福祉施設	25	25	25	25
		一般廃棄物処理	30	30	30	30
		一般補助施設等	25	25	-	-
	一般単独事業	防災対策	30	30	30	30
		緊急防災・減災	-	-	30	30
		公共施設等適正管理	30	30	30	30
		緊急自然災害防止対策	30	30	30	30
	辺地及び過疎対策事業	辺地対策	10	30	30	40
		過疎対策	12	30	30	40
公営企業債	水道事業	40	40	30	40	
	交通事業	40	40	30	40	
	港湾整備事業	40	40	30	40	
	病院・介護サービス事業	30	30	30	30	
	下水道事業	40	40	30	40	
臨時財政対策債		-	20	-	30	

(注1) 当該事業のうち、もっとも長い償還期限について記載。

(注2) 財政融資資金について、辺地対策事業のうち、償還期限が30年（利率見直し方式）となるのは、診療施設（診療所、職員宿舎）、下水道施設、飲用水供給施設。過疎対策事業のうち、償還期限が30年（利率見直し方式）となるのは、診療施設（病院、診療所、職員宿舎）、下水道施設、簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設、一般廃棄物処理施設。

(注3) 地方公共団体金融機構資金の臨時財政対策債の償還期限について、市町村（指定都市を除く）は20年。

これまでの地方公共団体向け財政投融资要求の経緯

(単位：億円)

(参考) 財政融資資金の実行状況 (資金年度ベース)

	要求		決定	
	地方債計画(案)額	うち財政融資資金	地方債計画額	うち財政融資資金
平成24年度	140,832	38,400	135,396	36,188
平成25年度	134,554	36,000	133,708	35,759
平成26年度	133,923	35,900	128,301	33,333
平成27年度	128,027	33,300	119,242	30,381
平成28年度	115,822	29,500	112,082	28,076
平成29年度	121,366	30,300	116,257	28,545
平成30年度	121,479	29,800	116,456	28,066
令和元年度	117,921	28,400	120,056	29,507
令和2年度	121,105	29,748	117,336	29,326
令和3年度	154,004	42,494	136,372	36,839
令和4年度	114,324	29,686	101,799	26,252
令和5年度	97,007	25,150	94,981	24,228
令和6年度	92,101	23,566	92,184	23,252
令和7年度	95,383	23,988		

(単位：億円)

	当初計画	改定	実績
平成24年度	38,870	44,738	39,085
平成25年度	36,810	42,577	36,635
平成26年度	34,530	36,620	32,766
平成27年度	32,690	35,248	30,901
平成28年度	28,335	36,443	31,317
平成29年度	28,680	32,407	28,715
平成30年度	28,102	34,560	30,415
令和元年度	29,527	36,185	30,467
令和2年度	29,346	43,350	33,399
令和3年度	36,847	44,587	35,478
令和4年度	26,264	33,909	31,417
令和5年度	24,238	34,489	32,011

(注) 1 「東日本大震災分」を含めた額を計上。

2 令和5年度の実績は、翌年度繰越額を含めた額を計上。

(注) 「東日本大震災分」を除いた額を計上。

令和7年度地方債計画（案）

総務省資料

【通常収支分】

(単位：億円、%)

項 目	令和7年度 計画額(案)(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,794	15,794	0	0.0
2 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業	-	-	-	-
3 公営住宅建設事業	1,082	1,082	0	0.0
4 災害復旧事業	1,119	1,119	0	0.0
5 教育・福祉施設等整備事業	4,813	4,813	0	0.0
(1) 学校教育施設等	2,119	2,119	0	0.0
(2) 社会福祉施設	365	365	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	1,254	1,254	0	0.0
(4) 一般補助施設等	538	538	0	0.0
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
6 一般単独事業	26,845	26,845	0	0.0
(1) 一般	2,493	2,493	0	0.0
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	3,800	3,800	0	0.0
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	4,320	0	0.0
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浸漬推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11) こども・子育て支援	450	450	0	0.0
7 辺地及び過疎対策事業	6,270	6,270	0	0.0
(1) 辺地対策	570	570	0	0.0
(2) 過疎対策	5,700	5,700	0	0.0
8 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
9 行政改革推進	700	700	0	0.0
10 調 整	100	100	0	0.0
計	57,068	57,068	0	0.0

【通常収支分】

(単位：億円、%)

項 目	令和7年度 計画額(案)(A)	令和6年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)(C)	増 減 率 (C)/(B)×100
二 公営企業債				
1 水道事業	6,356	6,356	0	0.0
2 工業用水道事業	392	392	0	0.0
3 交通事業	1,763	1,763	0	0.0
4 電気事業・ガス事業	241	241	0	0.0
5 港湾整備事業	577	577	0	0.0
6 病院事業・介護サービス事業	4,981	4,981	0	0.0
7 市場事業・と畜場事業	386	386	0	0.0
8 地域開発事業	1,290	1,290	0	0.0
9 下水道事業	13,686	13,686	0	0.0
10 観光その他事業	100	100	0	0.0
計	29,772	29,772	0	0.0
三 臨時財政対策債	7,743	4,544	3,199	70.4
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(350)	(350)	(0)	(0.0)
総 計	(350)	(350)	(0)	(0.0)
内 訳				
普通会計分	66,302	63,103	3,199	5.1
公営企業会計等分	29,081	29,081	0	0.0

- (注) 1 本計画(案)については、令和7年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
 2 地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債等については、「令和7年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」を踏まえ、所要額を計上している。
 3 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業の計上内容については、予算編成過程で必要な検討を行う。
 4 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

【通常収支分】

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 計画額(案) (A)	令和6年度 計 画 額 (B)	差 引		増 減 率 (C)/(B)×100
			(A)-(B)	(C)	
公 的 資 金	40,566	39,408	1,158		2.9
財 政 融 資 資 金	23,988	23,252		736	3.2
地方公共団体金融機構資金	16,578	16,156		422	2.6
(国の予算等貸付金)	(350)	(350)	(0)		(0.0)
民 間 等 資 金	54,817	52,776	2,041		3.9
市 場 公 募	34,958	33,100	1,858		5.6
銀 行 等 引 受	19,859	19,676		183	0.9
合 計	95,383	92,184	3,199		3.5

- (注) 1 本計画(案)については、令和7年度の国の予算編成の動向等を踏まえ、地方財政の状況等について検討を加え、全体として所要の修正を行うこととしている。
 2 市場公募資金については、借換債を含め6兆2,258億円(前年度比1,858億円、3.1%増)を見込んでいる。
 3 国の予算等貸付金債の()書は、災害援護資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。